

安政の大災害関係史料 (三)

前田一郎 (立命館大学講師)

一 安政六年における「救方」と復旧状況の把握

(1) 「救方」の把握

安政五年(一八五八)冬、新川郡の嶋・太田・高野組は冬稼仕入藁代銀として嶋組は五貫八十五匁、太田組は四貫八十五匁、高野組は一貫四四〇目、都合十貫六一〇匁を加賀藩に願ひ出ている。加賀藩は十二月二十日頃に、嶋組には三貫三百五十四匁八分五厘、太田組には二貫六百九十五匁一分、高野組には九百五十目五厘を、願高より約三四%程減額する形で給付している(嶋本隆一・高野靖彦・前田一郎「安政大災害(一八五八)における加賀藩の災害情報と被災対応」『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第九号、二〇〇八年三月、参照。特に「3被災者の救済(3) 4月の洪水被害と救済」(高野靖彦執筆)のうち「h冬稼方の手当」に該当する)。嶋組は「舞々」「皮太」「藤内」と自力で稼げる者を除く難洪人一〇一七人、太田組は「舞々」「藤内」と自力で稼げる者を除く難洪人八一七人、高野組は自力で稼げる者を除く難洪人二八八人に、一人三匁二分九厘八毛余りで都合二二二二人に配当されている。しかし同じ頃、富山藩では御救米として一万四〇〇石が給付され、これを受けて加賀藩領では、難洪人が藁代銀の外に御救方を待っているという風評があることが把握されている(正月廿三日付/表1参照)。難洪人にとって藁代銀だけでは不十分であった可能性があり、他藩領の情報がさらなる御救方への希望を刺激したと考えられる。

翌安政六年(一八五九)年三月には加賀藩から新川郡の太田・嶋・高野・広田・上条組の変地の村々に対して用水不足のために各組一律に二十一貫目の貸銀が給付され、あわせて太田・嶋・高野組の変地村々の困窮人のうち、そもそも稼ができない老若者に対する救米として都合二百三十二石一斗二升八合、雑穀代として都合銭四百三十八貫四百六十四文が給付されている(七月十日付/表

2参照)。冬稼方をめぐっては藁代銀として稼方そのものへの手当とそもそも稼ができない人々への手当がなされたことになる。

三月下旬頃には新川郡、四月二十五、二十六日頃には砺波・射水二郡にそれぞれ夫喰貸米・貸銀が給付されている(表3参照)。砺波郡十六組では扶持人十村が相談をして貸米の割符方を決めていたが、田地三百六十歩一反として平均三升とし、高持十五、三十石はこの半数、三十石以上は配当しないこと、難洪人は検討をして上中下の三つに分けて配当した。貸銀は一反に二匁、三匁まで上中下の三つに分けて配分している。射水郡も同様の割合で高持・難洪人を見計らい上中下の三つに分けて配分している。もともと町立箇所や稼方宜しき村には支給していない(六月十七日付、七月十七日付)。安政六年三、四月の分についてはもともとの願高は記載されていないが、高持三十石以上には配当しないことから、等級をもうけながらも、より難洪人、より困窮している人に処置されたと見ることが出来る。加賀藩領においても夫喰貸米という形で都合一〇八五一石三斗二升九合と貸銭三十三貫五分二厘が給付されたことになる。

安政六年三月二十三日に魚津在住役の成瀬主税は金沢から魚津表に出役しているが、魚津町方でも貧窮人百軒余りに町会所から救方として施粥がなされ(三月廿五日付)、八月にも魚津宿で極難洪者五百三十軒に銭一貫文、借家人百五十五軒に銭五百文が魚津町奉行より五朱の利息で二年賦の貸付がなされたことを把握している(八月十九日付)。

このように安政六年に入っても引き続き「救方」はなされていたのである。また安政六年に入ると、安政五年の打ち毀しや騒擾の処分が詮議されたり決定したりしている。そのうち高岡では安政五年七月十六日に「軽き者共」による打ち毀しがあり、高岡町奉行二名はともに金沢にいて不在で、長屋八内は七月

十九日に、岡田雄次郎は同月二十六日に高岡には戻ったが、こうした事態に対して魚津在住役の成瀬主税はかつて救方・貧窮人に対する指図が遅れたことを問題にしていた(拙稿「安政の大災害関係史料(二)」立山カルデラ砂防博物館研究紀要「第八号、二〇〇七年三月」。岡田雄次郎は翌八月に高岡町奉行を「指除」となったが、一方長屋八内は安政六年三月に願により来る四月に役儀を辞することになった。これに対して町方の者共は「是迄町方取捌方等宜敷御座候躰」ということで金沢表に出て長屋八内の再役願方をしたとする風聞を把握している(三月三日付)。「町方取捌方等」について田中喜男は町方の者共が打ち毀しの処分遅延を長屋の手腕と見て、四月の河原祭礼で長屋を神に祀り始め、万延元年(一八六〇)十二月に打ち毀しで拘束されたものが無罪釈放されることで長屋の虚像化が強まったとしている(『幕藩制都市の研究』第五章第二節「安政期、越中高岡町の打ちこわし」、文献出版、一九八六年四月、参照)。

	嶋 組	太 田 組	高 野 組	合 計
願 高	5 貫 85 匁	4 貫 85 匁	1 貫 440 目	10 貫 610 匁
藁 代 銀	3 貫 354 匁 8 分 5 厘	2 貫 695 匁 1 分	950 目 5 厘	7 貫
減 額 率	約 34%	約 34%	約 34%	約 34%
人 数	難澁人 1017 人	難澁人 817 人	難澁人 288 人	難澁人 2122 人

表1 安政5年12月藁代銀

		太 田 組	嶋 組	高 野 組	広 田 組	上 条 組	合 計
貸 銀		21 貫目	21 貫目	21 貫目	21 貫目	21 貫目	105 貫目
救 米	変地村々困窮人の内老若共稼方できない者共	118 石 1 斗 4 升 4 合	87 石 7 斗 7 升 6 合	26 石 2 斗 8 合			232 石 1 斗 2 升 8 合
貸 銭	変地村々雑穀代	221 貫 728 文	167 貫 440 文	49 貫 296 文			438 貫 464 文

表2 安政6年3月貸銀・救米・貸銭

	4月25・26日頃 砺波郡16組	4月25・26日頃 射水郡10組	3月下旬頃 新川郡	合 計
貸 米	4578 石 1 斗 1 升 4 合	2287 石 2 斗 6 升 2 合	3985 石 9 斗 5 升 3 合	10851 石 3 斗 2 升 9 合
貸 銀	33 貫 367 匁 5 分 2 厘	(記載なし)	(記載なし)	33 貫 367 匁 5 分 2 厘

表3 安政6年三郡夫喰貸米・貸銀

	嶋 組	太 田 組	高 野 組	上 条 組	合 計
尿 代 銀	42 貫 880 目 5 分 7 厘	49 貫 536 匁 余	7 貫 649 匁 5 分 9 厘	689 匁 6 厘	100 貫 755 匁 2 分 2 厘
起 返 出 来 高	4237 石 1 斗 6 升 2 合	4326 石	775 石 8 斗 2 升	81 石 6 升 5 合	9420 石 4 升 7 合

表4 安政6年3月尿代銀

(2) 復旧状況の把握

安政五年三月、四月の二度にわたる洪水災害からの復旧については、用水普請・川除普請・変地起返がそれぞれ六月には取りかかっていることが明らかにされている（前掲「安政大災害（一八五八）」における加賀藩の災害情報と被災対応」の「4洪水災害からの復旧」（高野靖彦執筆分参照。魚津在住役では「百姓共追々改作方ニ取懸り、別而上新川筋昨年泥込^流込候江筋、折角江掘方二役人共勢子罷在候鉢」（三月三日付）とあるように、安政六年三月の状況として百姓共は追々改作に取りかかり、とりわけ上新川郡の泥込箇所の江掘方に十村役人が取り組み督励しているという認識であった。

また洪水で過半泥附変地になった嶋・太田・高野・上条組の村々では起き返しをするようになるが、起き返しが出来た分について、安政六年（一八五九）春に植え付けをする村々に尿代銀を貸付する動きを聞き及び（三月十八日付）、四月になってその詳細を把握している。四組の才許十村は尿代銀として百五十貫目を加賀藩に願い出て、聞き届けになっている。藩の収納米に直接関係するためか満額の給付となっている（前掲「安政大災害（一八五八）」における加賀藩の災害情報と被災対応」の「4洪水災害からの復旧（3）変地起返」（高野靖彦執筆分）参照。まず百貫目余りが三月上旬頃に御渡しになり、町新庄村の山廻小三郎方で扶持人十村・新田才許・組才許十村などが集まって割符の仕方を相談している。変地所を深泥入の所、中泥入の所、浅泥入の所というように三つにわけてそれぞれ石につき銀十一匁三分宛、銀十匁三分宛、銀九匁三分宛という割合で各組の出来方に応じて割符して三月十四、五日頃に各村々に配当した（表4参照）。残り五十貫目は苗植え付けまでに変地起返の出来を見た上で追々渡すことになったようである（四月二日付）。

(3) 安政六年の洪水と暴瀉病の流行

安政の大災害の「救方」と復旧は実際には同時進行であり、そうした中で更なる洪水がおきている。

常願寺川から取り入れる荒川筋両縁では安政五年から郡方・定検地所・普請

会所で砂土居川除普請がなされていたが、安政六年三月十四日から雨天で翌十五日に土居が流損したことが把握され、「五月雨頃之大雨杯二洪水ニ而も相成候時者、如何可致哉」として梅雨の大雨による洪水が心配されている（三月廿一日付、三月十八日付）。この心配は現実のものとなる。五月十三日に梅雨入りし、十四日より雨となり、十八日には大雨となっている（『加賀藩史料』幕末篇上巻）。五月十九日には小矢部川・常願寺川・白岩川筋・早月川・角川谷・片貝谷・布施谷川筋・黒部川などの広範な地域の川縁で出水し、田地が損じている（五月廿九日付、六月二日付、六月三日付、六月七日付、六月十日付、六月廿二日付）。七月十三日にも常願寺川で出水し普請所が損している（九月朔日付）。五月十九日の洪水は新川・砺波・射水三郡に及んだが、『諸郡御用留』では「就中新川川々洪水、川除御田地莫大之変損、常願寺川筋、去年地震泥洪水に而非常之変事之所、段々厚御取扱を以追々変地起返、并川除丈夫に御普請被仰付候所、今度之出水不一形、川除又々悉切流起返地元も如元石砂置に相成、増変地も出来、在々水奔流村居も難相成ケ所多出来、下新川早月・片貝・黒部・小川、何れも近五十年来之大水」（『加賀藩史料』幕末篇上巻）として、安政五年の地震・洪水のあと、川除普請・変地起返がなされたが、同六年五月十九日の洪水でも同のように石砂置きとなって変地が増え村によっては居ることもできず、下新川郡では「近五十年来之大水」としている。安政六年の洪水被害は地域にとつて異なると思われるが、倉田守は、安政六年の白岩川出水による上条組の変損は、安政五年の洪水被害の約十倍に相当すると試算している（『安政期の災害と加賀藩の政策』『北陸史学』第三十四号、一九八五年十一月、参照）。

このような出水の後に暴瀉病が流行している。安政五年にも常願寺川筋の二度の洪水の後に暴瀉病が流行しているが、いったん終息していた（前掲「安政大災害（一八五八）」における加賀藩の災害情報と被災対応」の「5.（4）疾病の流行」（前田一郎執筆分）参照）。安政六年の七月下旬以来、新川・砺波・射水三郡では暴瀉病が流行し、八月下旬頃には流行がうすくなってきているが、病死人も多く、八月中旬頃、町奉行・御郡奉行が芳香散の調合方を申し渡し、それ以来早速配当されて人々はあるがたいと申し合わせていることが把握されている（八月廿一日

付)。

二 安政六年の作躰と富山藩領の百姓騒擾

(1) 安政六年の米価と作躰

加賀藩領では、安政六年の年初、安政五年が不作であったために融通がよくなく「豊作仕度」として豊作を祈りながらも作躰がどうなるか心配していたようである(正月十三日付)。魚津在住役配下の三郡春廻では、井波・城端の絹はかなりの潤色だが、福光村の布は深い潤色にはならないこと、諸浦猟業は不猟ではあるが、そのほかのところでは特に変わったこともなく、少しづつ米の直段も下がり、極難澁者への救方もなされ「大キニ人氣治り候躰」であった(二月廿三日付)。夏の三郡廻では、井波・城端の絹は蚕の出来がよくない上に上方金相場が高くなっていること、福光村の布の出来方はよいがやはり上方金相場が高く潤色ではないが、稲の生立方もよく、麦・菜種も「相応之作躰」であった(五月廿九日付)。新川郡の夏の本役廻では、青田はおおむね「相応宜躰」、麦・菜種はところによっては「去春少々不足之由」「不宜」もあるがおおむね「先相応之躰」であり、五月十九日の出水によって常願寺川などで田地が損じているが、作躰自体はよいとされ、町売りの米直段も去年よりは下直となっており「人氣ニハ相障不申様」としている(六月二日、三日、七日、十日、十一日、十七日付)。秋の三郡廻りでは、秋には去年に比べると一割ほど良いようであるが、「実り之処ハ如何可有之哉何レ取入不申而ハ難見極旨」として作躰はよいが実がどうかは取り入れしてみないと見極めることはむずかしいとして慎重な態度であり、七月廿五日の大風によって稲の花が落ちる、倒れる風損もあったが、新川郡では「人氣ニ指障り候程之義ニ而ハ無御座哉」として人氣の障害にはなっていないとしている(八月十二日付)。また井波・城端はやはり絹糸買占めで高直となり潤色はよくなく、大風による風損で黒損はあるが、新川・砺波・射水三郡とも作躰は「相応之作躰」であった(八月廿一日付)。新川郡の冬の本役廻においても、上条組や高野組などの岩崎詰・猪谷関所辺などは「相応之作躰」、麦等は「可也之作躰」(十月七日付)、上条組・高野組でも「去年

ハ余程上作仕候躰」であり、常願寺川筋出水変地跡の出作柄の様子も「作柄相応」、小豆などの畑作物も「作躰相応」、「上作」(十月八日付)、中加積組でも「相応之作躰」であり、大豆・小豆は「多少不作」(十月十一日付)、下条組でも「相応ニ実法候躰」、雑穀も「相応」(十月十二日付)、東加積組・上布施組では去年同様の「不宜躰」とは言っているが格別な申立てはないとし、大豆は「過半不熟之躰」だが、麦・菜種はよいとしている(十月廿日付)、下布施組・大布施組・大三位組・五ヶ庄組・三位組でも「豊作」だが、去年よりは劣っているとし、小豆は「相応ニ出来候之躰」、麦・菜種はよいとしている(十月十一日付)。結果、年末においても三郡において、井波・城端の絹は直段が高く深い潤色にはならないが、他は「相応之作躰」で年貢も追々皆済している状況であった(十二月六日付)。

このように安政六年の作躰は年間を通じておおむね「相応之作躰」であるが、生活レベルでは前年安政五年の影響があったことは認識しておく必要がある。ろう。

(2) 富山藩領における百姓騒擾

高野靖彦は富山藩の震災対応について加賀藩に比べると遅く「温度差」があること、またその背景として「藩政運営の主体をめぐる政治的動向に関心が注がれていた」こと、「財政状況がきわめて逼迫していたこと」などを指摘している(「富山藩の震災被害と対応」『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第九号、二〇〇八年三月)。富山藩では先述したように安政五年(一八五八)十二月十八日頃になって、常願寺川の洪水で流失などに出合った者に対して「作躰不熟」とのこと、ようやく救米として一万四〇〇石が給付されている(正月廿三日付)。また翌安政六年に入ると、富山藩領では絹糸・苧麻など運上を年々金百両ばかり上納してきたが、安政五年の作躰がよくなく融通ができないので、小前百姓が迷惑しており、吉屋屋などが中心となって金五十両に減額することを富山藩に願ひ出て聞き届けられているが、このことをめぐっては富山藩で若年寄・勘定奉行・郡奉行などが処分されている。「何歟取組ケ間敷儀ニ而茂有之由」(三月十八日付)

とあるように、逼迫した財政状況下、運上をめぐって富山藩内でなんらかの政治的対立があったと考えられる。また六月中旬ころには富山城下にある傘屋をはじめとする株立十一株に対しても運上が用捨されている（七月三日付）。富山藩領では安政六年になって救米・運上用捨などの被災対応が進んだと見ることができよう。

ところが安政六年の収納時期になって、富山藩領では収納米とは別に見込米と前々から貸し付けられた利足米として三千七百石の上納が郡奉行から申し渡されている。これに対して富山藩領では十月下旬頃といったんは承知したのであるが、その後で、近年は不十分な作躰が続いていることから「ばんどり」（藁）を着用した百姓が上納を用捨してほしいという願を富山覚中町の十村寄所に出したが、この願が聞き届けられなかったので騒擾となっている。十一月六日と八日の夜、富山城下近辺の有沢河原や桜谷続山で半時ばかり柴や藁を焚いて大勢が集まっている。一方百姓は十村寄所に行つてあらためて願を出しているが、百姓のうち「ばんどり」を着用している者を拘束して富山城下に立ち入らないようにしている。同月十日夜にも桜谷続山に集まつて六、七か所で柴や藁を焚いている（十一月十四日付）。富山藩では十一月六日～十一日にかけて詮議をおこない、二千七百石の上納を用捨することで鎮静化している（十一月十九日付）。おそらく利足米は負担する代わりに収納米とは別の見込米については用捨を勝ち取つたということであろう。

「魚津御用言上留」を見る限り、安政五年の打ち毀しや騒擾などにおいて河原や山で柴や藁を焚いて大勢が集まる行為形態は見られる。しかしこれまでの打毀しや騒擾の報告には「ばんどり」着用は言及されていない。まったくこれまでの打毀しや騒擾で「ばんどり」が着用されなかったかどうか判然としないが、安政六年十一月の百姓騒擾では、上納用捨願を十村寄所に出した百姓が「ばんどり」を着用し、また富山城下への侵入をふせぐために百姓のうち「ばんどり」を着用している者を標的にして拘束していることから、「ばんどり」を着用している者が騒擾の頭立ちしている者とする見方があると考えられる。明治二年のばんどり騒動は明治新政府下で起きているので、この騒擾と区別すべき

であろうが、「ばんどり」自体は、百姓成り立ちを求めて実力で要求を貫徹する一揆の象徴的な意味合いがあったと考えられる。

三 魚津在住役の職掌と海防策

(1) 魚津在住役の本役と加役

魚津在住役の職掌については拙稿「安政の大災害関係史料（一）」（『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第七号、二〇〇六年三月）で確認したが、成瀬主税は安政六年の三月十二日付で加賀藩にあらためて魚津在住役の役儀についてお伺いしている。本役御締方は新川一郡のみで、兼役改方は新川・砺波・射水三郡と心得ているが、勤方帳を調べても不分明なところがあり、誓詞前書には「新川郡御締方之儀、越中筋盜賊改方之儀」とあり、かつ新川一郡に限って春秋二度の本役廻りとして配下の役人に委細言上させてきたことから、御締方は新川一郡と心得ているとした上で、二点お伺いしている。一点目は「異変」の節には新川一郡の御締方を優先して砺波・射水郡の締方はしいて頓着しないこと、二点目は水損・火事などの調理方のうち砺波・射水郡は公事場奉行の遠田勘右衛門の手合が調理するので、魚津在住役としては砺波・射水二郡は略したいということである（三月十二日付）。これに対して加賀藩では「締方之義ハ新川一郡与可奉心得、盜賊改方加役之義ハ却是迄之通可心得候」を伝えているので（三月十八日付）、「是迄之通」とあって明文化されていないが、おそらく誓詞前書と同じことになるのではないかと思われる。この時期にあらためて魚津在住役の本役御締方と兼役改方を確認しているのは、やはり「異変」が想定されていると推察される。

この「異変」はすぐに起きている。四月二十四日異国船が魚津沖に三艘出現し、うち一艘が伏木浜を測量したと考えられ、魚津在住役の成瀬主税は「何とも不面白義」としている。このことを受けて地方支配機構について提言をしている。一点目は以前は上新川郡には東岩瀬に、下新川郡には三日市にそれぞれ御郡所役所があったが、近年、三日市の下新川郡役所が廃止され、東岩瀬の郡役所のみになり、御締方のために適当かどうか、下新川郡の百姓が願方をする

のに東岩瀬まで出かけることになり迷惑していることを挙げて、異国船が通行しているが、「下新川百姓共何か心慥ニ存可申哉」として人心安定のためにも三日市の御郡所役所が必要であるとしている。二点目は、以前は境御関所に収納蔵があったが、近年廃止となっており、前の通り米蔵を建立すべきとしている。三点目は、魚津在住役の先役富田治部左衛門がその後、新川郡新浜在番に命じられたことを問題視しており、「元来諸遠所在住勤向御締方御軍装方之義ハ、御用番指図ニ而御勤不申候事故、異変之節出張方之様子等八年寄中ニ而ハ得与承知者無之義与奉存候」として、諸遠所在住勤向をした者が更に同じような諸遠所在住勤向を繰り返すと、もともと諸遠所在住勤向御締方御軍装方は御用番の指図を待つてするのではないので、「異変」の際に出張の様子を御用番が承知する者がおらず、地方支配に精通することがない御用番のあり方を問題視している(四月廿六日付)。これについては加賀藩の対応は記載されていない。

一方、配下の与力山森権太郎からも本役加役の伺いがあり、八月廿一日付で魚津在住役の成瀬主税は次のように回答している。

越中筋村方などで火事・出水・高波による水損・風難などでの変地などの聞き合わせについて、新川一郡は本役御締方で聞き合い、砺波・射水二郡は加役改方であるので聞き合いには及ばないが、これまで仕来たりで時々聞き合ってきたとし、加賀藩に問い合わせた上で火事・水損は別段聞き合いには及ばないとして次の四点を伝えている。

①新川郡は魚津在住役の手合で聞き合い、砺波・射水二郡は公事場奉行の遠田勘右衛門手合が聞き合う。砺波・射水二郡については魚津在住役の手合でも聞き合っている、二重になるが、その分御締方嚴重になつてよい。

②先役においても水損などは本役、火事は加役となっている。成瀬においては「放火鉢紛敷儀」は加役方であるが、焼失家数など委細聞き合いは本役方の廉であると考えるが、どうあるべきか決めかねること

③砺波などは聞き合いに及ばないことになったが、高岡、ほかで目立った火事・水損はやはり聞き合うべきか決めかねること。

④火事、異変のことはこれまで一、二軒でも時々上申したが、先役は十軒以上、

五、六軒以上でないと上申していないので、以後十軒以上の分を上申すべきこと。

②③についてはあいまいな点が残されているが、基本的には本役御締方は新川一郡であり、加役改方は砺波・射水二郡で他の奉行と重複するが構わないとするものようであり、あいまいな②③については現場の与力・同心の判断に任せられたということであろう。

(2) 魚津在住役成瀬主税の海防策

倉田守は安政期加賀藩の海防政策について、海防政策に積極的な年寄長連弘を中心とした黒羽織党が失脚して年寄横山隆章を中心とした政権に変わったこと、幕府の要請で江戸湾防備要請のために加賀藩では海防手当人夫の動員計画がたてられ、嘉永七年(一八五四)二月には江戸行人夫を含む九千人にのぼる動員計画がほぼできあがったが、同月幕府から芝増上寺境内から撤兵が命じられると「海辺御手立方」のみに変更され、安政期に「差し迫った必要性のないまま」人夫の動員体制が取りきめられたこと、加賀藩では軍事力強化のために荘館館が設置され、軍制改革がなされるが、他藩に比べると見劣りのするものであったこと、安政四年(一八五七)に兵学者の岡田助右衛門が、万延元年(一八六〇)には医者的小川一方が加賀藩に対してともに軍艦の建造を強く求めるなどの建白を行うが、「現状の政策に不満の意を示し、新たな改革を求めた」ので岡田は罷免され小川は罰せられたこと、安政期の藩財政は逼迫していたことなどを指摘している(「加賀藩安政期の政治と海防政策」『富山史壇』第一三九号、二〇〇三年二月)。

成瀬主税は安政四年に魚津在住役に就任する以前に、天保十三年(一八四二)には御次向及び両御広式御儉約主付、安政三年(一八五六)には壯猶館主付となっており(「加賀藩史料」第十五編、幕末篇上巻参照。なお成瀬主税については前掲「安政の大災害関係史料(一)」参照)、同年五月には横山内蔵助とともに、壯猶館に鉄砲所と火矢方を併合すべきとの建白を行っており、これを受けて翌安政四年(一八五七)には火矢方役所は壯猶館に併合されている(「加賀藩史料」幕末篇上巻)。

成瀬主税が魚津在住任時の安政六年（一八五九）に入ると、二月十九日には異国船が能登羽咋郡の沖合を航行し、三月十日には加賀河北郡大根布沖に現れるが（前掲「加賀藩史料」）。先述したように四月二十四日には異国船が魚津沖に三艘出現し、うち一艘が伏木浜を測量する事件が起きた。この「異変」を契機として、成瀬主税は魚津在住役の立場から海防策を上申したと考えられる。上申は七月十七日付、同月廿九日付、八月十二日付、十二月十九日付の四回にわたっている。兵学者の岡田助右衛門が安政四年の建白書の中で、「海岸御防禦方之儀は、先年以来異国船江戸近海等へ度々致渡海候得共、都而平穩無事之御取扱にて事済申候故、此末に兵端を關候様之事は決而有之間敷哉と、世上先見も御座候故歟、近来建白仕候人も無御座哉に被察申候処」（前掲「加賀藩史料」）として平穩無事で兵端を關くことはない^①と見ていたためか、安政期の建白は少ない。その意味では異国船の来航が加賀藩領沖合に相次ぎ緊張が一時的に高まった時期に出された成瀬主税の上申はこの時期の海防策を考える上で貴重な材料を提供することになると思われるので、冗長ではあるが、その内容を逐次確認しよう。

七月十七日付では、他の案件とともに、新川郡生地村の大砲台場について触れられていて、「台場二而ハ埒明不申、外二術策可有之義与奉存候」として「術策」を海防方年寄に上申している（安政三年十一月に加賀の海防方として奥村内膳、越中の海防方として長大隅守が任命されている）。「術策」とは大砲を小船に乗せて乗り出し玉が届く慥な所の間合いで打てば外れないというものであった。さらに七月廿九日付でその詳細を七か条にわたって上申している。

①陸地に引き上げて討ち取るということについては、「於兵法不飽足義歟」とし、海上で防禦するのであれば、大砲を打って上げさせずに防ぐ台場である。

②「異船造」の大船で数十挺の大砲を架して打つということについては、運転が不自由であり、敵の攻撃を受けると、多くの人数を損し大砲が沈み大敗の基となる。そもそも大船建造が困難であり、むしろ小船に大砲を架し数艘で間断なく打てば、たとえ敵の攻撃を受けても多くの船があるので、そのうち敵船に的中する玉もあって、兵・大砲の損失も少なくなきない負け方はし

ないこと。

③小船はこれまでの獵船の善を取りその丈夫でないところを補うように船方が僉鑿すればできあがる。

④大砲の筒もまずは何流でもその宜を架し、まず五十目・百目・二百目より追々議すればよい。

⑤大砲船打稽古については大野・宮腰などは荒海でむつかしく、魚津浦あたりなど越中筋は内海であるので随分打ちやすく、萩野流師範に命じれば随分稽古もできる。

⑥西洋流砲術の習得に心を砕くよりは、まずは萩野流などを習得して、その上で西洋流の善を取り補えば成就する。

⑦敵も端船をおろして大筒・小筒を架し打ちかけ防げば互角となつて、その上年々波上の進退が自由となり火術の功でわが方が覆没するという論者に対しては、波上の進退は獵師にまかせ、互角になれば敵船に乗り移り刀・槍などできりにする。よって「器械兵杖之預る所二而ハ無御座、將師^其たる者之武略智略を為ス所」である。

そして最後に「士卒之心一致ニして其將と生死と共に仕」ること、長篠合戦を例にあげて「合戦之道ハ夜討朝懸敵之不意を討てこそ勝利ハ被得可申候」として奇襲戦の必要を指摘している。

さらに別紙で詳細を追加している。海防御手当方と言ってもこれまでの軍装でよいし、何時命じられても家中一統が人数・人夫・武器を携えてどこでも急に出張することができる^①ことが手当方の専要であり、敵と取り組む場に至れば、將師の内臆にあることが手当方の根基であるとして次の四か条にわたって論じている。

①家中が人数をもつてないことについてなんとか僉儀をして、軍役も知行高が根本であるが「身柄」によって割方を替える。

②人夫など御渡方については富田又新の論弁の議論でよい。これらより僉儀をして、家中一統何時でも出張に差し支えがなく、平日は安堵でおられるようにすればよい、その後で改革などの僉儀をするのでよい。

③「農兵」について、能越御郡代の心得として下々には伝えずに才許十村、小頭、槍・鉄砲をもつ古き百姓、獵人などで防ぐようにすべきで、魚津在住役の成瀬主税も「私ハ臨時御郡奉行等申合、新川一郡之人数を以防可申覚悟ニ罷在候」として新川郡の人数で防ぐ覚悟があると述べている。

④領国海岸御手当方全備について、大砲大艦台場の僉儀よりは、手近く軍装などの専要、将師軍略根基のところを僉儀すれば莫大な物入りも避けることができるとし、蘭学者流の言ういづれ西洋流に変えなくてはならないという議論は嘆かわしく「御国躰之障」にもなるとして批判している。

そして最後に経書については明倫堂での弁書を命じられているが、兵学については何も命じられていないので、兵学についても取り立てられるべきことを提言している。さらに八月十二日付で補足として富田又新の論弁について二点報告している。

①人夫等御渡方について、人々知行所村々より地頭屋敷に集まること。

②「農兵」について、新川郡奉行大島三郎兵衛に臨時人夫大勢入用について問い合わせ、あらかじめ十村に申し渡している人数を村々に応じて指図次第に集めることが決まっていること、この方法で新川一郡では七、八千人ばかりを四か所に集める手筈になっていて、こうした人夫を成瀬が言う「農兵」であるとしている。

この人夫徴発の詳細は十二月十九日付で「新川郡海辺人数配」として、東岩瀬で六百五十人、東水橋・西水橋で六百人、滑川で三百人、石田村より生地村迄で八百人、横山より泊町宮腰迄で八百人で、都合三一五〇人を動員するものであったことがわかる。

魚津在住役成瀬主税の海防策を再整理すれば次の通りであろう。

・陸地戦よりは海上戦を目指して、その意味で大砲が据え付けられた台場の重要性を一定認める。

・海上戦では、数十挺の大船ではなく、小船に大砲を架して数艘で乗り出し、敵船に玉をあてる戦術をよしとする。

・基本的な考え方は、安政三年五月の建白書にも「互に其善を取、折衷被仰付

候はゞ」とあるように(前掲「加賀藩史料」、すでにある「善き所を取候而是を補ひ」(七月廿九日付)というものであり、船は「異船造」の大船でなく獵船の小船を使い、大砲の筒は何流でもその宜を架し追々整備し、砲術は西洋流砲術の習得よりもまずは荻野流などを習得するところにもあらわれている。こうしたことからその分、獵船を自由に操船する獵師の役割が重要視され、互角になれば敵船に乗り移り刀・槍でなできりにするとし、「器械兵杖」ではなく「将師たる者之武略智略」が肝心とする。

・総じて「士卒之心」を一致させて生死をともし、奇襲戦を目指す。

・海防御手当方はすでにある軍装のまま、家中が人夫・武器を携えてどこでも急に出張できるようにする機動性が専要であり、接近戦では将師の指導力が根基とする。

・家中の軍役は必ずしも知行高による賦課にこだわらず、「身柄」によって割方を替えてもよい。

・「農兵」については下々には伝えずに才許十村、小頭、槍・鉄砲をもつ古き百姓、獵人などを中心にして、郡単位の臨時人夫徴発の方式で集める。

大きな特徴としては、もともと魚津近郊に異国船が出現した「異変」を契機として構想されているので、比較的短期間の間に藩財政をなるべく圧迫しない形ですであるもの、実際できそうなことを「折衷」していることであろう。

その意味では必ずしも西洋式の軍艦建造や西洋流砲術にこだわらないように、安政期の加賀藩藩政の政策志向性に合致する形で、現状を改「善」していくものと見る事ができよう。一方でいくつか問題点も見える。西洋の「器械兵杖」に頼らない分、「将師たる者之武略智略」、「士卒之心」を一致させて生死をとものにすることが求められていて、成瀬の意気込みはわかるとして、少し下がるが文久二年(一八六二)七月に豊島安三郎が「土風振起」について建議しているように(前掲「加賀藩史料」、こうしたことが家中で幅広く共有されているかどうか疑問である。また「農兵」とは言いながら、実際には才許十村、小頭、槍・鉄砲をもつ古き百姓、獵人などを中心にして、郡単位の臨時人夫徴発の方式で集めるので、「兵」としてどこまで資質・能力が担保されるかどうか疑問であ

る。つまり軍事教練をへない人夫が「兵」として通用するかどうかが疑問である。また成瀬は魚津在住役なので、郡単位での人夫徴発の詳細が知らなかったし、また人夫徴発の経験もないことである。

こうした成瀬主税の上申については加賀藩からのお尋ねはあるものの、具体化されず、魚津在住役の先役富田治部左衛門がその後、新川郡新浜在番に命じられたように、成瀬主税も文久二年（一八六二）十二月には新川郡泊在番に転役となっている（『富山県史』史料編Ⅲ近世上五二四号）。また加賀藩では、横山政権に変わって文久年間に黒羽織党が復活したこともあり（倉田守前掲論文参照、文久二年九月に上申された不破彦三為儀の建白が採用されて、翌文久三年（一八六三）二月には三州から「銃卒」という「農兵」を取り立てて「新流砲術稽古」をさせて隊編成を行うことを意図した海防政策が具体化されていくのである（『富山県史』通史編Ⅳ近世下、一九八三年、富山県、明神博幸「藩政末期の加賀藩による農兵徴募―越中領内での実態調査―」『軍事史学』第一五四号、二〇〇三年九月、参照）。

四 安政期加賀藩の財政における海防政策と安政五、六年の洪水被害

安政六年は、安政五年に引き続いて安政の大災害の「救方」と復旧がなされつつ、地域によっては安政五年の洪水をはるかにしのぐ洪水もおきており、富山藩領に見られるように藩政運営によっては騒擾も容易におきうる内憂の時期であり、他方で異国船来航とその対処という外患に対応することがせまられた時期といえよう。

倉田守が指摘するように、この時期藩財政は逼迫している。安政期の横山政権は「人和第一之儀」という方針を掲げているので、安政六年六月、藩財政を預かる御算用場奉行は「当年之処に而は迎も御不足に可相成哉与被存申候」という財政危機の中で、「此後不時に御財用に響き申儀者、前廉御内御僉議有之」として、財政に影響を与える案件についてあらかじめ諸向で僉議する必要性を説いている。財政に影響を与える案件について次のようなことを挙げている。

もともと「海防御手当方等」について「御入費莫大至極」としている。具体的には江戸表詰の増員、遠処向居住人の設定、大砲・小銃製造などの武器手入

れ、玉葉の貯用、御土蔵・諸向角場などの新建の諸経費が莫大にかかっている。そこに「御事多之折柄」として次の四つの案件があるとしている。

「①近來江戸表地震・大風等に付、公儀御上金を初、彼地御屋敷損処も追々御修覆被仰付、②其上去年春此表地震に付、御領国中所々御普請処損処御修覆、常願寺川筋変損に付御取扱、暨御収納不足等過分至極之儀、③且又御両家様を初御一門様方等、地震等に付御振替金并御返納御淀等之御願方、外国奉行海岸巡見に付而之御入用等、是又不少儀、④加之御不時与者難申候得共、御両殿様御官位御昇進等、若御前様御婚禮御入用も莫大之儀」

まず①江戸表の地震・大風による公儀への上納金や江戸屋敷の修復費、②安政五年の地震によって普請所修復、常願寺川筋の洪水による生じた変損の取扱費で、収納米が過分に不足していること、③地震などによる藩主家一門への振替金、外国奉行巡見の経費など、④藩主家の官位昇進や婚礼入用をあげている。そしてこれまでなんとかなりくりしてきたが、「此節必至与御かね繰指詰居申候」として金詰まりが必至としている。

こうした状況の中でさらに「此頃諸郡川々出水、未委敷調理も出来不申候へ共、常願寺川筋杯者、千辛万苦起返候場所等も、又々過半昨年之通相成候躰、諸川々除御普請等も相流、数ヶ所之損処、引米莫大之御損免可有御座与当惑至極奉存候」として、安政六年の出水（洪水）によって常願寺川などでは起返場所の過半が安政五年の時のようになり、川除普請所の損害や損免も発生して藩財政上「当惑至極」としている。ただ洪水直後なので、「未取留候儀は相知不申候へ共、余程大成御入用にも可相成哉与奉存候」として詳細は把握されていない分、余計に「当惑」に拍車がかかっていると見ることができよう。安政六年の七月には、聞番などが藩主前田齊泰の江戸参観延期を求める意見書が出されるが、その中でも参観延期の口実のひとつとして「昨年之常願寺川等之儀又々被仰立、尤今年も右川筋出水等有之儀も御調込には可相成候へ共」として安政五・六年の洪水被害があげられている（前掲「加賀藩史料」。安政五、六年の洪水被害は、加賀藩の中で、御算用奉行という当時の財政当局だけではなく、幅広く共有されつつあるとみてよいであろう）。

五 翻刻について

「安政の大災害関係史料(二)」では「魚津御用言上留」第一冊目冒頭の安政四年(一八五七)十月から安政五年(一八五八)六月十一日までを掲載し、「安政の大災害関係史料(二)」では、同年六月十二日から十二月二十七日までを掲載した。本稿では「魚津御用言上留」第二冊目冒頭の安政六年(一八五九)正月十三日から同年十二月十九日までを掲載し、安政五年の地震・洪水災害の「救方」と復旧のあと、翌安政六年はどのようであったのかを見通せるようにした。つまり本稿では第二冊目前半の安政六年分を掲載したことになる。

〔史料翻刻〕 「魚津御用言上留」第二冊(抄)

凡例

翻刻にあたっては、なるべく史料の原形を伝えることにとめたが、次のような原則で翻刻した。

- 一、字体は旧字を新字に、俗字を正字に改めた。
- 一、変体仮名は平仮名になおした。但し「茂」「与」はそのままにした。
- 一、合字の「ㇿ」はそのまま使用した。
- 一、史料の原本に読点はないが、適宜読点をほどこした。
- 一、抹消は文字の左に抹消記号「ゝ」をほどこし、文字の右に訂正後の文字を配した。抹消前の文字が判読できない場合は字数分を■とした。
- 一、虫損は字数が判読できる場合は□で、字数が判読できない場合は「」とした。
- 一、誤記・脱字の個所には、文字の右に(ママ)と適宜記した。
- 一、史料の一部に、当時の身分差別を反映する記載がなされている場合があるが、史料の内容を明らかにするために原文のまま掲載した。決して差別の再生産に誤用されるべきではない。

(表紙)

(貼紙・朱筆)

「安政六己未年正月ヨリ

『き』

安政七庚申年正月ヨリ

万延卜改元閏三月朔日々

(貼紙) (朱印)

『成瀬正居『献』』

魚津御用

(朱筆)

言上留

『二』

(朱筆)

『魚居九』

成瀬正居

安政六己未年

富山御家中近藤石見殿、先達而千石減知并御咎人等御座候躰相聞得候二付、兼而御内密御聞合方被為仰渡置候趣与力中へ相達、右為聞合私共出役仕候儀、当日同役原貞之丞等奉申上候通二御座候、依而同日魚津出足、彼筋へ指向承合候趣左二奉申上候

近藤石見

右職役申付置候へ者、別而心得方も可有之処、近比勤向不宜、且君臣之礼を失ひ御用状二も上を致誹謗候儀書加、其上御家之御非格二も相成候儀、全取統誠二不容易義二而、对御本家様候而ハ猶以不一形被遊御心痛候御義、右等之次第委曲達御聴ニ沙汰之限り、重々不届至極ニ思召候、依而千石減知、高知組禁足隠居被仰付候旨被仰出候

午

十二月晦日

近藤甲斐

御在勤中心得違之儀有之、退役等被仰付候処、其後不相改姦曲邪智二而御政事二も相障候義有之、有之役家近縁之者多ク有之候得者、心得方も可有之処、却而如何之風説を申触させ人氣を御し稚而悪斗有之旨、此度近傍へ相聞、右之段委曲達御聴、重々不届至極ニ思召、依之禁足被仰付候旨被仰出候

午

十二月晦日

御家老役依願

和田縫殿殿

御免、組頭列

右同断

戸田青海殿

若年寄

入江兵馬殿

御免、元組

若年寄

御免、高知組

近藤右近殿

思召御座候旨二而若年寄隠居

秋山源五兵衛殿

嫡子家督相統被仰付候

組外御勘定奉行之處、

小嶋六郎左衛門殿

隠居

頭並之處、

石川与三左衛門殿

右同断

頭並之處、

鍋木数右衛門殿

右同断

会所奉行之處、

加藤多喜治殿

右同断

学校祭主之處、思召御座候旨二而

禁足隠居、嫡子所持不被仕候二付、

大野鋭一郎殿

数家名跡相願候様被仰出候

右之通、去十二月晦日御書立を以被仰出候躰二御座候得共、不殘御書立ハ聞繕

兼申候

定番馬廻頭之處、

花木初弥方殿

御家老職役

御役知二百五十石

御馬廻頭之處、

野村宮内殿

若年寄并公事方奉行

御馬廻頭之處、

野村平内殿

若年寄

御先手廻頭御広詰之處、

板津左兵衛殿

若年寄并御勝手方

御先手廻頭之處、

永井直馬殿

公事方奉行

組外御異手御異風頭之処、

御馬廻頭并寺社奉行

御小將頭之処、

御馬廻頭并公事方奉行

新番頭之処、

大扨従組頭

御徒頭之処、

組外頭

御徒頭之処、

右同断

頭並之処、

長門守様御近習頭・御用部屋組頭並

御先筒頭之処、

新番頭

御持筒頭之処、

御徒頭

御先弓頭之処、

右同断

御先手頭之処、

御先筒頭支配

御先手頭並之処、

御先手頭

但右左近殿義ハ、前件秋山源五兵衛殿之御嫡子之躰ニ御座候

御先手廻之処、

長門守様御表扨従

新番御横目之処、

西尾左次馬殿

寺西学馬殿

小幡典膳殿

林太仲殿

小塚将監殿

不破覚右衛門殿

内山数馬殿

堀江権馬殿

佐脇全殿

武井多宮殿

河村織之助殿

秋山左近殿

小杉左藤次殿

上野弥助殿

鷹所頭取

右之通去十二月晦日被仰付候躰ニ御座候

御人持御広詰尊方惣奉行之処、

御宿老役

右者当月九日被仰付候躰ニ御座候

富田讚岐殿

一、前条近藤石見殿御知行高二千六百石之処、旧臘晦日千石減知被仰付候躰ニ御座候、且石見殿等御各方御座候、御趣意柄密々聞合候へ共、慥成義ハ聞得兼申候、尤風評之儀ハ区々御座候間、旧臘金沢表江右石見殿出府之儀ニ付、右様減知等被仰出候躰ニ取沙汰申候

一、御領内人氣之様子承合候処、昨年不作に付、自然与融通方不宜候ニ付、一統当年之処、豊作仕度被心配仕候躰ニ御座候
一、右一件入念承合、町新庄村々奉申上候へ共、中二ハ区々風評有之、聞繕兼候所も御座候而、何共奉恐入候、虚実過当之義御座候ハ、御用捨被為成下候様奉願上候
右奉言上候、以上
未

正月十三日

山本松太郎判
田中儀六郎判

己未 富山御家中御答
正月十七日 人等聞合候一件
成瀬主税

魚津近在相替義無御座候

一、富山御家中御各人等御座候躰相聞得候ニ付、同心横目山本松太郎・田中儀六郎出役仕承合申越候、別紙文筆等行届不申奉畏入候へ共、其俣奉入御覽候、且猪谷

右謹而奉言上候、以上

戊午

正月十七日

成瀬主税判

(朱筆)「以有沢沢右衛門上ル」

去春以来新川郡常願寺川大水之節、流失等二出合候嶋組等三組之者へ旧臘藁代銀被仰付候之躰等風評御座候二付、承合候趣左ニ奉申上候
五貫八十五匁願高之処、

一、三貫三百五十四匁八分五厘

御聞届御座候藁代銀

嶋組難澁人千十七人江被下候分

右者嶋組流失家等七百七十七軒之内、九十九軒舞々并皮太・藤内指除、残り六百七十八軒之男女四千六百六十九人之内、自力を以相稼候者指省、残り難澁人千十七人冬稼仕入藁代一人二付三匁二分九厘八毛余宛
四貫八十五匁願高之処、

一、貳貫六百九十五匁一分

御聞届御座候藁代銀

太田組難澁人八百七十七人江被下候分

右八太田組流失家等五百八十五軒之内、四軒舞々并藤内指除、残り五百八十一軒之男女三千百八十五人之内、自力を以相稼候人数指省、難澁人八百七十七人冬稼仕入藁代一人二三匁二分九厘八毛余宛

一貫四百四十匁願高

一、九百五十匁五厘

御聞届御座候藁代銀

高野組難澁人二百八十八人江被下候分

右八高野組流失家等百九十二軒之男女千四百人之内、自力を以相稼候者指省、残り難澁人二百八十八人冬稼仕入藁代一人二三匁二分九厘八毛余宛

右之通旧臘廿日比、御郡所才許十村江被相渡、夫々村役人共へ相渡候処、右役人共ニおゐて配当仕候躰ニ相聞得申候、尤昨年中嶋組等三組相願居候、前件之通銀高之内御減シ被下方御座候躰ニ承合申候、且右様被仰付候砌者人々奉恐悅候躰ニ御座候へ共、富山様御領分へ一万四百石御救米御座候後、中ニ八難

澁ニ迫り、右藁代銀之外ニ御救方被仰付候様相歎待居候躰ニも風評仕申候

一、富山様御領内江旧臘御救米被仰付候躰風評御座候二付、則聞繕候趣是又左

二奉申上候

一、一万四百石 御救米

右者去春以来常願寺大水之節、流失等二出合候者共并御郡中去秋作躰不熟二付、同十二月十八日比、御救米御座候躰ニ風評聞繕申候、且軒数暨人高何程御救米御座候哉、急ニ者聞合兼申候、尤御救米被仰付候二付、一統奉恐悅罷在候躰ニ相聞得申候

一、猪谷筋・飛州御境目・富山御領境等指掛異変之儀承不申候、且右一件町新

庄村ニ而相調奉申上候

右奉言上候、以上

未

正月廿三日

山本松太郎判

己未 常願寺川水難ニ掛り候

正月廿七日 村々御救方之義且

富山御領御救方之義

承合候一件 成瀬主税

魚

一、去春以来常願寺川水難ニ掛り申候新川郡嶋組・大田組・高野組村々御救被下方之義、且富山御領御救米被下候事之義承合候而同心横目山本松太郎より別紙指越申候、文筆等行届不申奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候
右謹而奉言上候、以上

己未

正月廿七日

成——判

(朱筆)「以戸田五左衛門上ル」

三御郡盜賊改方為御用等正月廿四日魚津罷立、同二月廿三日右御用相仕廻

罷歸申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、礪波郡内相廻候得共、相変儀相聞得不申候

一、井波・城端絹出来方等之儀承合候処、絹引ケ口も有之、可也潤色ニ相成候

躰ニ相聞得申候

一、福光村ニ而布出来方之様子承合候処、布出来候へ共、当時引口薄ク深ク潤

色ニ相成不申躰ニ相聞得申候

一、五ヶ山主附十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候処、相変儀無御座旨申聞候

一、射水御郡内相廻候へ共、相変儀相聞得不申候

一、氷見町ニ而能州御境目暨灘浦辺之様子承合候へ共、相変儀相聞得不申候

一、新川御郡内相廻候へ共、相変儀相聞得不申候

一、町新庄村止宿之砌、十村天正寺村十次郎手代呼出、富山御家中之様子并同

御領境暨飛州御境目等之様子相尋候処、相変儀無御座旨申聞候

一、泊町ニ而越後筋等之様子承合候得共、相変儀相聞得不申候

一、諸浦猟業之様子承合候処、不猟之躰ニ相聞得申候

一、三御郡内人氣之様子承合候処、当時少々宛米直段も下り、其上所々極難澁

之者へハ於所方致救方等候躰ニ而、去秋以来与ハ違、大キ二人気治り候躰

ニ相聞得申候

一、御郡内諸奉行人并年寄共等勤向善悪之様子承合候へ共、相変儀相聞得不申候

一、火賊等注進仕候者、其止宿所近辺者旅宿へ呼出、相調理候へ共、相変儀無

御座御静謐ニ御座候、尚又向寄ニ罷在候陰聞・藤内共呼出、賊等承調理方

之義急度申渡置候、尤御縮方之儀前々之通十村手代并村役人等へ嚴重申渡

置候、以上

未

二月廿三日

荒尾儀左衛門判

成瀬主税様

魚津近在

一、越中筋盜賊改方為御用与力荒尾儀左衛門・同心小頭立花源吾等召連、正月

廿四日魚津出立仕、三御郡夫々相廻り候而、二月廿三日罷歸申候二付、

所々見聞之趣別紙調理書指出候二付、其俣奉入御覽候

一、高岡町奉行長屋八内儀、依願^奉月役儀御免除被仰付候、然処是迄町方取捌

方等宜敷御座候躰ニ而、町方之者共^大勢金沢表へ再役願方ニ罷出候旨風

聞仕候旨申越候

一、麦・菜種何茂相応生立候躰、且百姓共追々改作方ニ取懸り、別而上新川筋

昨年泥込候候江筋、折角江堀方二役人共勢子罷在候躰見聞仕候旨、右立花

源吾申越候

己未

三月三日 成——判

己未 三御郡春廻ニ罷出候

三月三日 与力荒尾儀左衛門調

理書 成——

(朱筆) 「縮方之義ハ新川一郡与可心得候、盜賊改方加役方之儀ハ却而是迄之通

可相心得候」

私役儀之根元、本役御縮方之義ハ新川一郡迄ニ而、兼役改方ハ新川・礪波・射

水三郡之義与奉^{心得}候へ共、勤方帳相調理候処、多分新川一郡之様相見え、又

三御郡御縮方与申義も相見え候間、不分明ニ御座候へ共、誓詞前書ニハ、新川

郡御縮方之儀、越中筋盜賊改方之儀与御座候、且新川一郡ニ限り春秋両度本役

廻として同心小頭等出役為致様子委細言上仕来り申候、是等を以御縮方之儀ハ

新川一郡与奉心得候

一、右之通ニ御座候へハ、若異変之^方節も新川一郡之御縮方相立テ、礪

波・射水御縮^方強^方貪^方着^方不^方仕^方義^方与^方奉^方心得候

一、右御縮方弥新川一郡之義ニ可心得奉^奉乍^奉恐^奉奉^奉候、弥右之通ニ候へハ、水

損・火事等調理方之義、礪波・射水ハ遠田勘右衛門手合^夫々聞調理候躰

二御座候間、此二郡之儀差略仕度奉存候
右謹而奉言上候、以上

己未

三月十二日

成瀬主税判

(朱筆)「右以土師湊上ル」

一、三月十八日左之紙面到来、昼後

成瀬主税殿

土師湊

御親翰壹箱御自分江被成下可相渡候条、追付御次へ可有御出候、以上

三月十八日

右応シ及返書、追付御次へ出候処、御親翰御箱入御封付二而、以庄田吟右衛門
被渡下御指札左之通

成瀬主税殿

右奉請取御横目所へ行、御渡物拜見仕度候、何方へか御屏風囀出来之様相達候
処、無難矢天井之御間へ囀出来、則致拜見候処、本役兼役之義伺候言上物二上
文之通御朱書被遊被下候也、御請左之通

私役儀之根元、本役御縮方、兼役改方之義奉伺候処、御締方之義ハ新川一郡
与可奉心得、盜賊改方加役方之義ハ却是迄之通可奉心得旨、以御朱書被仰
出候趣奉畏候

一、右御請謹・御封印・御指札奉返上候

右御請謹而上之申候、以上

己未

三月十八日

成——判

右相調、御朱書物・御封印・御指札一集二包、上書致し、其上へ御請をの七御
箱へ入、封印付候而、土師湊を以上ル

但御請別封二可致哉、御箱之内へ入候而も宜哉、土師へ承り候処、御箱之内
へ入宜候旨申聞之候事

魚津
同心横目原貞之丞等

一、新川筋へ出役仕、富山表之様子等承合申越候、別紙文筆見苦敷奉恐入候へ
共、其俣奉入御覽候、荒川損所之条別紙小紙与御座候ハ、則今日以御用部
屋申上候水損小紙之義二御座候
右謹而奉言上候、以上

己未

三月廿一日

成瀬主税判

新川筋江出役方与力中被申談、林茂久丞・永田嘉大夫同道、当十五日魚津表発
足仕、町新庄村ニおひて富山表等之様子承合候処、前月廿一日御家中之内御答
人等有之候躰ニ付、手筋を以夫々承合候趣左ニ奉申上候

若年寄

杏守右衛門殿

右者前月廿一日指控被仰渡候

御勘定奉行

渡瀬守馬殿

同

山田小兵衛殿

同頭取新番組

松田勘左衛門殿

同

中嶋作兵衛殿

同

谷村宗兵衛殿

同

堀江宗十郎殿

同

村沢弥右衛門殿

御郡奉行

福村左源太殿

同

浦上判右衛門殿

同頭取

伊林嘉右衛門殿

同

野崎伊大夫殿

右人々同日御用之外指控被仰渡候由ニ御座候得共、右守右衛門等何も当十四日御宥ニ相成候躰ニ御座候、尤趣意柄承合候処、慥成義ニ而も無御座候得共、富山御領八ツ尾駅ニ而、出来之絹糸并麻苧等御運上年々金百兩斗宛上納仕来り候由ニ候処、去年作躰不宜不融通ニ相成、小前之者等迷惑ニおよひ候ニ付、同所町年寄名前相聞得兼候共、吉元屋与申者等当春分右金子五拾兩斗宛減シ方相願候処、御聞届ニ相成候躰、尤風評ニハ御座候得共、右等之儀ニ付、前守守右衛門殿等何歟取組ケ間敷儀ニ而茂有之由ニ而、右様御咎被仰付候躰ニ取沙汰仕申候

山崎藤兵衛殿

右ハ是迄若年寄之処、同日頭並ニ被仰渡候由

山田嘉膳殿

右ハ是迄若年寄ニ而、根知行百五拾之処、同日二百五拾石御加増、御家老職役被蒙仰、御役知三百石被仰付候由、且当九日俄ニ発足、江戸表江罷越候躰ニ御座候

一、新川郡常願寺川分取入候荒川筋両縁、昨年以來御郡方并定檢地所暨御普請会所分砂土居川除御普請出来之分、当十四日分雨天ニ格別洪水与申程ニも無御座候へ共、翌十五日朝、右土居流損之躰相聞得候ニ付、承合候趣別紙小紙を以御用方御役人中迄御達申上置候通ニ御座候

一、御領内人氣之様子承合候処、新庄新町等右荒川筋ニ罷在候村々之者共、右躰川除砂土居ニ候へ者、少シ之水ニ而も欠落シ、此末五月雨頃之大雨坏ニ

洪水ニ而も相成候時者、如何可致哉与心配罷在候躰承受申候

一、昨年四月常願寺川洪水ニ而、嶋組等変地所其以來御田地起返シ仕、当年苗植付候村々江尿代銀御貸付之躰ニ承受候得共、慥成義者いまた相聞得兼候

二付、頃日聞繕中ニ御座候、追而右割府方等委曲奉申上候

一、富山御領境并飛州御境目暨猪谷筋等之様子手筋を以承合候処、指掛り相変儀相聞得不申候

右奉言上候、以上

未

三月十八日

原貞之丞判

己未 富山表之様子
三月廿一日 并新川郡荒川
川縁水損等之義 成
承合候一件

(朱筆) 「以丹羽錫吉上ル」

魚津

一、私義、一昨廿三日魚津表へ到着仕候、道筋相変義見聞不仕候、米追々蒔候

一様子ニ見懸申候、早き分ハ苗冬茅出シ申候所も見懸申候、当春土用初

ニハ雨降候而百姓共も迷惑ニ存候様子候へ共、其後快晴暖ニ相成悦罷在候

様ニ御座候旨、同心横目共申聞候

一、魚津町方も貧窮人百軒余町会所より救方として粥遣候由、惣様人氣も

静成様ニ奉存候

右謹而

己未

三月廿五日

成——判

(朱筆) 「表書之通今日到来、則指上申候、以上」

別紙言上之卷封指出候、以御序御上可被下候、以上

未

三月廿五日

成——判

(朱筆) 「三月廿八日 丹羽錫吉判」

御近習頭中様

(朱筆) 「右廿五日中午使へ出ス」

去午四月新川郡常願寺川洪水ニ而、嶋組・太田組・高野組・上条組村々過半泥附変地ニ相成、其後追々右御田地之内、起シ返シ出来方仕候分、当春右才許十村共今尿代銀百五十貫目斗相願候由ニ候処、則御聞届之由、内百貫目余ハ前月上旬比御渡ニ相成候躰ニ御座候、尤其以来改作方出張役所町新庄村山廻小三方ニ而、御扶持人十村神田村結城甚助等并新田才許高柳村弥三郎等暨右四組才許十村共、天正寺村十次郎等何れ茂示談之上、右変地所深淺三段ニ振分、御田地返出来高老石二百四歩与相定、深泥入之所ハ、石ニ付銀十一匁三分宛、中泥入之所ハ、同十匁三分宛、浅泥入之所ハ、同九匁三分宛之割合を以、右組々割符仕、前月十四、五日比迄ニ追々村々江配当仕候由、且又残り五十貫^目、不足之分ハ、当春今苗植付、此迄ニ追々右変地起返出来方見図之上、前件割合を以御渡ニ可相成手筈之躰ニ御座候、右村々出来高并配当銀承合之趣左之通御座候

一、四十二貫八百八十目五分七厘斗

嶋組村々古田新田起返出来惣御高

四千二百三十七石一斗六升二合割符当

一、四十九貫五百三十六匁余斗

太田組村々古田新田起返出来惣御高

四千三百二十六石斗江割符当

一、七貫六百四十九匁五分九厘斗

高野組村々古田新田起返出来惣御高

七百七十五石八斗二升へ割符当

一、六百八十九匁六厘斗

上条組村々御田地起返出来惣御高

八十一石六升五合江割符当

雑

百貫七百五十五匁二分二厘斗

御高

九千四百二十石四升七合斗

右先日來新川筋へ出役罷在候同心横目原貞之丞より承合申越候趣ニ御座候

一、昨朔日昼前比、俄ニ風吹出、海上浪荒ク相成、獵船共吹流され難船仕候儀、以御用部屋申上候通ニ御座候、右昨日之風ハヲ千風与唱候而、十三年斗以前吹候事御座候与、魚津浦獵師共申居候由、大躰船乘共ハ風之出候前廉ハ雲立ち等ニ而見定、用心も仕候様子ニ御座候へ共、右ヲ千風与申ハ誠ニ俄ニ吹出候ものニ而、加様ニ難船等も仕、於舟方ハ甚迷惑仕候由ニ御座候右謹而奉言上候、以上

己未

四月二日

成——判

(朱筆) 「表書之趣致承知、則差上申候、以上」

別紙言上之一封指出候、以御序御上可被下候、以上

未

四月二日

成——判

(朱筆) 「四月五日 高田久兵衛判」

御近習頭中様

(朱筆) 「右二日中午使へ出ス」

魚津近在

一、飛驒守様前月晦日高岡より当町へ御通^出り被遊候節、富山御領八幡と申所へ予而長門守様御出被遊、於御旅屋御酒等被進^ケ御様子、御供末々迄も御酒被下候由ニ御座候、尤前宿迄か右之義被仰達候而候御様子御座候、是等に

御障も被為取候故二候哉、晦日当町御着ハ夜二入申候、右同心横目共承合申聞候

一、当所真言宗於花王寺輕業もの真似、晴天十日之間為致度旨、当町会所へ相達聞届有之候上、前月廿五日且当月二日五^六日迄都合六ケ日為致候処、芸人病氣二付相仕廻申候、右芸人と申ハ何方之者二候哉、町役人相尋候処、富山東田町野口屋幸山と申者妻娘并下人七人召連、其外富山若木町中橋屋清八并東水橋荒町奥田屋弥助与申者、都合十二人、当町方二止宿仕居候而為致候由二御座候、輕業ハ繩渡・箆拔等種々寄妙成義仕、又芝居恰好之事手踊躰之義も仕候由二而、始之内ハ見物人も相応ニ御座候へ共、後二ハ見物余り無御座候由、畢竟右故病氣言立相止メ候躰ニ御座候、元来当町方ハ毎歳之祭礼殊之外賑ヒ申候而、町方ニ引山九ツ斗も御座候由二而、年々一貫目^二貫目宛も張込修覆等二仕[■]、右ニ準シ祭礼之用意所々ニ而每義四月二相成候候へハ、物見見物杯ニ参り候者ハ余り無御座旨、同心横目共申聞候

一、今度山崎庄兵衛義、江戸より罷歸候二付、当六日当町ニ止宿仕候節、当所御馬廻馬場弘女宅へ鳥渡立寄り候由二御座候、元来弘女ハ庄兵衛金沢屋敷へ前方より出入も仕候様子御座候、又去春大音帶刀江戸より罷歸り候節も、右弘女方へ参り候由二御座候、是又帶刀方へも弘女出入仕候様子二御座候

右謹而奉言上候、以上

己未 四月十日 成——判

別紙言上之表封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

四月十日 成——判 御近習頭中様

(朱筆) 「右十日中使へ指出ス」

魚津近

一、於高岡前月十四日分仕形嘶興行仕居候、右二付他国者押込居不申哉、射水筋へ出役同心横目荻野茂右衛門へ申付、為聞合候処、仕形嘶と名目有候得共、実ハ芝居之義ニ御座候而、当月廿日比迄も仕候様子御座候、役者ハ富山者十六人斗ニ金沢者三人斗、松任者三人斗、小松者六人斗寄集り興行仕候由二而岡町奉行手合足輕兩人木戸口ニ相詰罷在、御縮方ハ嚴重相成居候由御座候、右二付町方怪者抔商ヒ物多く御座候而、何茂慎罷在、人氣も穩ニ御座候躰も見聞仕候由申聞候、富山者・小松者と申候中、三四人も他国者交り居候様ニも風聞仕候へ共、何レニ而候哉、聞繕兼候旨申聞候、右高岡相仕廻候へ者、今石動夫より金沢へ何茂罷越興行仕候様子ニ風評仕候

一、古国府勝興寺於門前地手踊躰之もの相始居候二付、是又為聞合候処、右も実ハ芝居之由二而、富山者福助・雀十郎・岡十郎と申者棟取二罷、外富山者十人斗も参り候由二而、前月十六日分晦日迄仕候由二御座候、右相仕廻直様能州七尾へ参り興行仕候様子御座候、右福助と申ハ元者上方辺之者二而、先達而右芸長門守様御覽之由^{者之}ニ御座候、雀十郎ハ八尾張名古屋之者之様子御座候

△ 一、当十六日分当所例祭ニ而、^{明廿一日迄も引延ノ願候而}町中殊之外賑ヒ申候引山^{之上ニ而子供芝居大ニ}仕見物人寄集仕候、^{前々此通ニ御座候故}即同心共時々相廻候へ共、^{御家中}相変義も無御座候、^{近郷}近在暨[■]富山分も大勢見物ニ参り居候、中ニハ侍組之人も承^承り居候様子^{子二付}ニ風評仕候へ共、^{密々}隨成義承兼申候、猶更同道様子可奉申上与奉存候

右 己未 以上

己未

四月十九日 成瀬主税判

(朱筆) 「表書之趣致承知、則上之申候、以上」

別紙言上之卷封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

四月廿日

成瀬主税判

(朱筆) 「四月廿二日 篠嶋喜三郎判」

御近習頭中様

(朱筆) 「右今日中使出ス」

△同心横目を以内々為

△当十六日今当所例祭二而明廿一日迄も日延願候而、殊之外賑ひ申候、引山之
上二而子供芝居仕、見物人大ニ群集仕候由ニ御座候、前々より此通ニ御座候
故、近郷近在暨富山町方等よりも大勢見物ニ参り居、中ニハ御家中之人も来居密々
候様子ニ付、同心横目を以内々為聞探申候処

高野組

入江兵馬

同人嫡子

入江民部

組外

宮江三木

新番とか申様子御座候

吉倉多平

牧野庄之助

杉江

名前聞得兼申候

右人々当十八日当所町宿へ止宿致し、十九日出足仕候由ニ御座候、尤忍ひ之様
子ニ而名前もはきと不申候由ニ而、急ニ聞繕兼候由申聞候、引山等見物ニ出候
時ハ、細笠をかふり出候趣相知し不申候由ニ御座候、去年春以来より富山表芝
居等も無御座、ひっそり仕候由、前段之通役者共御領国へ稼ニ出候程ニ而御
座候故、弥増当所祭礼杯人々御軍事見物ニ参り候様之調子ニ御座候由申聞候、

入江兵馬と申ハ隠居之人ニ候か、在勤之人ニ候歟、相訳り不申候

魚

一、当十六日今当所例祭二而、廿一日迄日延願候旨、当十九日奉言上候処、

段々承候へハ、日延者廿日迄之由ニ御座候、行届不申義奉申上、不念之至
何共奉恐入候

一、当正月十七日奉指上候同心横目山本松太郎・田中儀六郎小紙、富山御家中

御答人之内大野鋭一郎と申仁禁足被仰付候ニ申上候、右ハ大野欽一郎ニ御
座候而、当時ハ揚り屋へ入居候由ニ御座候、名前書損仕行届不申、不念之
至私へ申聞候、於私も行届不申義奉恐入候

一、当廿四日異国船魚津沖航通り伏木浜測量仕候、委曲之義且下越後之方二三
艘見え申候由、以御取次申上候通御座候、右ハ一集之船之内蒸気船一艘伏
木浜へ測量ニ参り候哉与被相考申候、何とも不面白義与奉存候

一、右ニ付奉存候ハ、以前者上新川郡ハ東岩瀬、下新川郡ハ三日市、両所ニ御
郡所役所御座候処、近年ハ右三日市之分取置ニ相成、東岩瀬迄ニ御座候、
加様之御時節、以前之通三日市ニ御郡所相立候ハ、何歟御縮方之為可然
哉ニ奉存候、下新川筋百姓共も願方等ニ出候義以前と違、何事も東岩瀬迄
罷出申候事故、道程隔り居、誠ニ迷惑ニ存候様子ニ御座候旨、手合与力共
等毎度申聞居候、左候へハ此度之趣異国船通行仕候共、下新川百姓共何か
心慥ニ存可申哉、何分三日市ニ無ク而不叶義歟と奉存候

一、境御関所ニ以前ハ御収納藏御座候由ニ候処、近年立府内ニ相成、御取扱ニ
成申候由ニ候、此処ハ大事之ヶ所ニ候故、一前之通御米藏相建可然哉ニ奉
存候、此義ハ去々年秋、私巡見として境へ参り候節、奉行中村棟太も申居
候義御座候

一、先役富田治部左衛門義、去年新川郡新浜在番被仰付候、右在番勤方之義
ハ、私不存候へ共、魚津在役ニ而異変之節出張仕候与ハ大分違候与奉存
候、尤被仰付候上ハ誰彼是申上候者ハ無御座義ニ候へ共、本人心中如何敷
奉存候、相成候義ニ候者、越中ニ而御郡代相勤候者ハ、其後在番被仰付候

ハ、能州又能州ニ而御郡代相勤候者ハ、其後其番被仰付候ハ、越中與相成候ハ、人々たのミニも奉存間敷哉、元來諸遠所在住勤向御縮方御軍装方之義ハ、御用番指図ニ而御勤不申候事故、異変之節出張方之様子等ハ年寄中ニ而ハ得与承知者無之義与奉存候

右何ぞ思召有之被仰付義歟も不奉存、誠ニ恐入候へ共、当所相詰罷在、色々考^相心附候事共ニ付、愚存之趣不顧恐奉申上候

右謹

己未

四月廿六日

成——判

(朱筆)「表書之通今日到来、則上之申候、以上」

別紙言上之表封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

四月廿六日

成——判

(朱筆)「四月廿九日 和田数馬判」

御近習頭中様

(朱筆)「右中使へ出ス」

三御郡盜賊改方為御用未四月廿九日魚津罷立、同五月廿九日右御用相仕

廻罷歸申候

一、新川御郡内相廻候へ共、相替儀無御座候

一、境御関所等相替儀無御座候

一、越後筋等相替儀無御座候旨承受申候

一、富山御家中等之様子相尋候へ共、相替儀無御座候

一、猪谷御関所等相替儀無御座候

一、飛州御境目等之様子相尋候へ共、相替儀無御座候

一、射水御郡内相廻候へ共、相替儀無御座候

一、伏木浦等ニ而船手之様子相尋候へ共、相替儀無御座候

一、灘浦筋之様子相尋候へ共、異変之儀無御座候

一、礪波御郡内相廻候へ共、相替儀無御座候

一、井波・城端ニ而絹出来方等之様子承合候処、当春蚕出来方も不宜、且ハ上方金相場高直ニ而深ク潤色ニ相成不申由ニ御座候

一、福光村ニ而布出来方等相尋候処、出来方可也ニ候へ共、上方金相場高直ニ而深ク潤色ニ相成不申由ニ御座候

一、五ヶ山組十村手代福光村旅宿江呼出、五ヶ山之様子承候処、相替儀無御座候、尤流刑人異変無御座旨申聞候

一、前月十九日之大雨ニ而川々出水仕候内、小矢部川等出水之様子其節御達申上置候通御座候

一、新川筋暨射水・礪波共御郡内御静謐ニ御座候

一、当時稻生立方宜御座候、且麦・菜種相応之作躰ニ承受申候

一、諸浦共春以來不狷ニ御座候得共、敢而及困窮申程ニハ無御座候

一、洩物荷等無御座、早見聞不仕候

一、御郡内諸奉行人并十村等勤向善悪之様子相聞得不申候

一、春以來火賊注進仕候者共、止宿所へ呼出、相調理候へ共、異変之儀無御座候、尤陰聞・藤内共へ無油断承合候様夫々申渡候

一、十村手代并村役人共江諸事御縮方等之儀嚴重ニ申渡置候

右三御郡共相廻見聞之趣如斯御座候、以上

未

五月廿九日

村田乙三郎判

成瀬主税様

佃

魚津

一、越中筋盜賊改方為御用与力村田乙三郎義、同心横目荻野茂右衛門等召連、

四月廿九日魚津^罷出立仕、三御郡夫々相廻候而、五月廿九日罷歸申候ニ付、

所々見聞之趣別紙調理書指出候ニ付、其俣奉入御覽候

一、今度常願寺川等川々出水二付而者、御田地等相損候村々ハ難儀仕候へ共、当年ハ作躰も宜方ニ候故、融通も可也出来申哉ニも候而、且ハ町売米直段も去年ノハ下直ニ御座候故か、右之人氣ニハ相障不申様ニ見聞仕候段も申越候

一、三御郡共夫喰御貸米被仰付候躰ニ付、同心横目原貞之丞於出役先承合候処礪波郡十六組へ米高四千五百七十八石一斗一升四合

但此内米高ハ弘化三年等古き粉ニ而相渡り候由ニ御座候
銀高三十三貫三百六十匁五分二厘

右ハ片山掛り之組々へ相渡り候躰

一、右十六組之内、五ヶ山二組除之、十四組村々割符方之義ハ御扶持人十村見
四ニ而御田地三百六十歩一反与仕、平均御貸米三升斗当リニ大数相立、高持十五石斗ノ三十石斗迄之者江者半数当リ、三十石以上所持之者江ハ相当不申由、勿論村々ニおゐて難儀人見斗、右割ニ而者上中下三段ニも配当仕候躰、且又山掛り銀子之儀も右米之割合を以一反ニ二匁斗ノ三匁斗までは又三段ニ配分仕候躰 マメ 佃稼

△右

一、「」
一、射水郡ハ米迄御貸附御座候躰ニ而、右郡十組へ米高二千二百八十七石二斗六升二合

内半高ハ粉之躰

大躰礪波郡同様割合之躰ニ而、其村々ニおゐて高持并難儀人見斗、上中下三段ニ配分仕候躰ニ御座候、町立候ケ所暨稼方宜村々江ハ一切相当り不申躰
右米等向寄御蔵所・今石動御蔵所等ニおゐて四月廿五、六日比ニ夫々相渡り、御郡者一統相悦罷在候躰御座候旨

右謹而奉言上候、以上

己未

六月十七日

判

己未 三御郡百日廻罷出
六月十六日 与力村田乙三郎
調理書

(朱筆) 「以高田久兵衛上ル」

新川御郡内御本役方為御用村瀬銀三郎同道、未五月廿八日魚津発足仕、

辻ヶ堂村ノ富山御領境西ノ番村詰太田組之内等相廻、同六月朔日罷歸承

承合 承趣左ニ奉申上候

一、當時青田出来善悪之様子承合候処、相応宜躰ニ見聞仕候、且麦・菜種出作方之儀ハ場所ニ寄少々宛善悪ハ御座候へ共、先相応之躰ニ承合申候

一、相廻候内太田組等、前月十九日之大雨ニ而常願寺川等出水仕、所々御田地等相損候躰ニ御座候へ共、右聞合方頃日今井采吉等出役仕、聞繕居候儀ニ付、同人ノ委曲御達可奉申上与奉存候

一、猪谷御番所并富山御領境等相変儀承り不申候、尤相廻候在々紛敷者等見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶又火盜等惣而御縮方之儀、村々役人共江申談置候

右奉言上候、以上

未

六月二日

永田俊三判

新川郡御本役方為御用未五月廿八日平同心山田友太郎同道魚津発足仕、

上条組柳寺村ノ常願寺川筋暨高野組之内、宮路岩嶸寺村等所々相廻、同

六月二日罷歸申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、当改作方之様子承合候処、春来潤氣宜御座候而、苗植付候已来無申分、見事ニ相成居、尤頃日何レも草修理ニ取懸り出精罷在申候、且麦・菜種作之義ハ相応之躰ニ承請申候

一、当五月十九日常願寺川大水之砌、右組々等之内川縁之ケ所余程水損仕候由
二候へ共、右一件為調理方頃日今井采吉等彼筋へ出役仕居候二付、私ご不
奉申上候

一、相廻候ケ所右水損之外指懸り相変儀無御座御静謐二相聞得申候、尤流浪躰
紛敷者も見当り不申義二御座候、尚更諸事御縮方之義、村役人共へ嚴重談
置申候

右奉言上候、以上

未

六月三日

石川良之助判

新川郡御本役為御用未六月三日立花閑太夫同道魚津出立仕、下条組・上
条組・弓庄組之内、市江村ご小出村之郷上段筋暨白岩谷・大岩谷筋上市
村詰相廻、同六日罷歸申候、所々見聞之趣左二奉申上候

一、青田善悪之様子見聞仕候処、何方茂苗生立方宜躰二而、一統草修理等
入精相励罷在候躰二御座候、尤小作等申分ケ間敷儀無御座哉二相聞得
申候

一、麦・菜種出来方之様子承合候処、両様共相応宜躰二御座候申内、菜種者去
春ご小々不足之由、併麦之儀ハ昨年来米高直二御座候二付、例年ごハ三割
方も余斗蒔附候躰二而、何茂取統方宜躰二承受申候

一、去月十九日大雨二而、白岩川筋等川々出水仕、所々御田地等相損候躰二御
座候得共、右水損等為調理方上新川筋江先達而以来今井采吉等出役仕居候
二付、同人ご委曲奉申上候儀与奉存候

一、相廻り候村々指掛り相変儀無御座、尤紛敷流浪者等見当り不申、且又頃日
米直段も追々下落仕候由二而、人氣穩之躰二御座候、猶更火賊等御縮方之
義、村役人其所へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

未

六月七日

原貞之丞判

新川郡御本役方為御用吉岡重太郎同道、当三日魚津発足仕、中加積組之
内北野村ご本江谷并早月谷筋等相廻、同五日罷歸申候、承合候趣左二奉
申上候

一、相廻候村々指懸り相変儀無御座御静謐之躰二御座候、改作方之様子承合候
処、当四月中旬迄者苗植付方二取懸り、追々相仕舞、当時青田宜躰二御座
候、且麦・菜種出作之様子承合候処、山里共無甲乙宜躰二相聞得申候、且
又前月十九日大雨二而早月川出水いたし、川縁御田地相損候由二御座候、
右調理方二頃日今井采吉等彼ノ筋へ出役仕候二付、不奉申上候

右調理方二頃日今井采吉等彼ノ筋へ出役仕候二付、不奉申上候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当り不申、人氣穩之躰二御座候、猶又諸事御縮方
之義、村々役人共へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

未

六月二日

荻野茂右衛門判

新川郡御本役方為御用林茂久丞同道、当七日魚津発足仕、角川谷・片貝
谷・布施谷山田詰之内相廻、昨九日罷歸申候、承合候趣左二奉申上候

一、相廻候村々指掛相替儀無御座御静謐二御座候

一、当改作方様子承合候処、四月中旬比ご田植初、前月中旬比迄二植仕舞、当
時苗之育立宜躰、且麦之儀出来方宜躰二御座候、菜種之儀者不宜、平均七
歩位之躰二申慣候

一、右角川谷・片貝谷・布施谷川筋御田地等、前月十九日之洪水二而石入并砂
入水押坏御座候へ共、右水損調理方二出役仕候、永田榮之助等ご御達申上
候筈二御座候間、今度私ご者不奉申上候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当り不申候、且昨年作躰不宜候二付、当年之処、先
達而ご一統心配仕居候由二御座候へ共、植付以来潤氣宜故何も相歡、人氣
穩二見聞仕候二付、猶更火之元等御縮方之義、村役人共嚴重申談置候

右奉言上候、以上

未

六月十日

山本松太郎判

新川御郡内御本役方為御用稻川喜三之助同道、未六月七日魚津出足仕、

下筋^布施組之内三日市村の大三位組・五ヶ庄組・三位組境詰迄相廻、同月

十日罷歸、承合候趣左ニ奉申上候

一、当時苗生立方相応宜躰ニ見聞仕候、且麦・菜種出作方之儀も相応之由ニ御座候内、麦ハ格別上作之躰ニ承合申候

一、相廻候内黒部川等前月十九日之大雨ニ而洪水仕、川筋村々所々御田地等水損仕候躰ニ御座候へ共、右為聞合方先達而分以永田栄之助等出役仕居候

二付、同人分委曲承合御達可奉申上候与奉存候

一、境御関所并越後御境目等相変義承り不申候

一、相廻候所々紛敷流浪者等見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶又惣而御

縮方之儀、村々役人共へ申談置候

右奉言上候、以上

未

六月十一日

永田俊三判

己未 新川郡本役廻ニ罷出候

六月廿二日 同心横目共調理書六通

成瀬主税

魚津表相変儀無御座候

一、新川御郡内本役為御縮方同心横目共平同心一人宛同道仕、六手合ニ相分レ、五月廿八日分六月十日迄之内、段々相廻候而見聞之趣別紙六通指越申

候、文筆見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、右多々御座候、常願寺川・黒部川等水損之委細調理書、即同心小頭今井采

吉与同永田栄之助等より申越、此間中以御執次申上候義ニ御座候

右謹

己未

六月廿二日

成

(朱筆)「右以高田久兵衛上ル」

一、組同心小頭共

此ヶ条御付札

尤成心附ニ候同心三十人之内、弓十人・鉄砲廿人、甲州家ニ申候三ツ一ツと同意ニ候、外ニ手替五人、常ニ家来ニ召使、何事江と申時ハ手替ニ仕、又程近く手替人不申時ハ弓にても鉄砲ニ而もたせ申候、又外ニ横目五人ハ先手組ニ而諸事可申付候、若又時々弓・鉄砲申付儀も可有之事ニ候、是ニ而都合四十人、又右之外子細有之、預候者四、五人、或十人余も可有之候、但人数ハ時々違可申候、又其外ニ先比申候鳥見役勤申候足輕有之候、何与か五十人ハ慥ニ有之候間、弓廿張・鉄砲三十挺預置可申候、尤小道具取揃可相渡候、扱又稽古弓二十挺・小道具共ニ稽古筒三十挺小道具共ニ渡置可申候、前之弓・鉄砲ハ常々射打不申手入仕置申事候、末々弓・鉄砲ハ為稽古渡申候故、損物出来候時ハ相断、所か^へ申候、万一不慮之變有之時ハ、前々弓廿挺・鉄砲卅挺ハ定りて為持申候、此外ニ足輕有之次第、右稽古弓筒^{稽古}ヲそれ^{稽古}ニ為持申請候由ニ候、右弓・鉄砲之儀ハ追而見合可相渡候、先ニ稽古弓廿張分・稽古筒三十挺分小道具共ニ相渡候様ニ可仕候間、其心得尤候、弥唯今有合候筒損物多候て一向不殘此方へ差越可然候、尤此元之同心迄もとかく弓ハ差向鉄砲者「^{稽古}」ニ可仕候

右元禄十一年之比、永原治兵衛より伺候紙面ニ御付札ニ而被仰出候趣ニ御旧記ニ見当申候、以上

己未

七月五日

成瀬判

己未 弓鉄砲五十人分

七月五日 御預被遊候趣

成

(朱筆) 「右御我等方足輕異変之節、御指加之義伺候節、以岡嶋左膳上ル」

新番末列二而六人扶持

岡村文右衛門

同組二而六人扶持

松田左平太

同組二而二十五俵

木村守之進

同組二而十八俵

田中権之助

右人々当四月五日比遠慮被仰付候躰二御座候

新番格末列二而二十俵

北川市郎左衛門

右八改方中使^役之処、当四月五日比遠慮被仰付候躰二御座候

新番御歩格二而六人扶持

守田半兵衛

右八寺社御奉行下役之処、当四月五日比役儀御差除遠慮被仰付候躰二御座候

御馬廻組二而百五十石

半田幸左衛門殿

右者頼母様御用達之処、当四月五日比御差除被仰付候躰二御座候

同組二而百十石

大房善右衛門殿

右八御普請所奉行之処、当四月五日比御差除被仰付候躰二御座候

新番御歩二而六人扶持

林藤太

右八会所頭取之処、当四月五日比御差除被仰付候躰二御座候

御先手廻組二而十人扶持

小杉小藤治殿

右者御近習之処、御差除被仰付候躰二御座候

右之通被仰付候躰二付、御趣意柄聞繕候へ共、聞得兼申候、且三月以来追々転

役被仰付候向も御座候へ共、急ニハ慥成^処聞得兼候二付、其義者不奉申上候

一、富山御城下ニおゐて株立御運上物御用捨被仰付候躰承請候二付、聞繕候

処、左ニ奉申上候

傘屋 膏薬見屋 切石屋

砂糖豆屋 即切紙屋 おこし米屋

膏薬屋 長はた屋 素麵屋

^{料理屋}水野屋 鬻形屋 十一株

右之通是迄株立ニ而御運上仕来り候処、前月中旬比御運上御用捨被仰付候躰ニ

相聞得申候

一、今井采吉等前月相調理候水損一件、其後折々雨降続候二付、御普請所二間

三間宛相損彼是余程ニ相成候躰ニ御座候へ共、日数不相懸^而て八間合兼候二

付、今度不奉申上候、尤今度罷帰候上、与力中へも口達ニおよび置候間、

左様御承知被為在候様仕度奉^存候

一、富山御領内指懸り異変之義見聞不仕候、且猪谷筋・飛州御境目等指当相替

義承不申候

右趣町新庄村ニ而相調奉言上候、以上

未

七月三日 山本松太郎判

己未 富山御家中

七月八日 御咎人之様子等

承合候一件 成

魚津表

一、富山御家中御咎人等之様承合候^子■而申越候、同心横目山本松太郎小紙□

紙共見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候
右謹而

己未

七月八日

成瀬主税判

別紙言上之一封為持指出候、以御序御上可被下候、以上

未

七月八日

成瀬——判

御近習頭中様

(朱筆)「右請取指上申候、以上、丹羽錫吉」

去ル午年常願寺川大水之砌、新川郡嶋組等変地之ケ所用水不足仕候、
組々江当三月御貸銀等被仰付候躰二付、向寄承合候趣左ニ奉申上候

一、式拾壹貫目 保銀 嶋組

太田組

広田組

高野組

上条組

但右銀高嶋組等昨年用水不足二付、当三月御貸渡御座候躰

一、百十八石一斗四升四合 玄米

大田組変地村々困窮人之内、老若共稼方仕兼候者共へ御救米

一、二百二十一貫七百二十八文 錢

同組変地村々江為雜穀代被仰付候躰

一、八十七石七斗七升六合 玄米

嶋組変地村々困窮人之内、老若共稼方仕兼候者共へ御救米

一、百六十七貫四百四十文 錢

同組変地村々為雜穀代被仰付候

一、二十六石二斗八合 玄米

高野組変地村々困窮人之内、老若共稼方仕兼候者共へ御救米

一、四十九貫二百九十六文 錢

同組変地村々へ為雜穀代被仰付候

「」

二百三十二石一斗二升八合
錢高

四百三十八貫四百六十四文

右之通当三月夫々御貸銀等御座候躰承受申候

右奉言上候、以上

未

七月十日

原貞之丞判

荻野茂右衛門同

山本松太郎同

永田俊三同

石川良之助同

田中儀六郎同

己未

新川郡御貸

七月十七日 付銀等之義承合

候同心横目

「」

「成」

魚津表

一、当三月下旬比、新川郡へ被仰付候夫喰御貸米員數之義承合、同心横目より申越候趣左之通御座候

一、三千九百八十五石九斗五升三合 内半高八糊二而相渡候躰

一、去年常願寺川出水変地之ケ所用水不足仕候組々へ御貸銀等被仰付候躰、同心横目共承合候趣文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、新川郡大砲台場之義二付、海防方年寄中へ相達候趣、当十日以御執次申上候二通之内、於海上航込候船を打留候ハ台場二而ハ埒明不申、外ニ術策可有之義与奉存候段調置候、右術策

「」大筒船打之義二御座候、何レ於海上異船打払候時ハ大砲を小二乗七候而乗出し、丁數八十

「」

「」

丁五丁及至■三丁一丁■半丁二而も打、人之心次第是位二而玉之届候与申二而、外レ可申義ハ無之与申二而、打候ハ、「奉存候義二御座候、此義」

大分事変り

たる事二候故、年寄中へ相達候共、用意二僉儀も有御座間敷与、先ツ何等相達不申候、乍去於海防方ハ要用之義与私ハ奉存候故奉恐入候へ共、猶委細之義ハ追而奉申上度奉存候

右謹而奉言上候、以上

己未

七月十七日

成瀬主税判

(朱筆)「高田久兵衛を以上ル」

当十七日奉言上候大筒船打之義二付心附候、委細之趣乍恐奉申上候

一、日本之人ハ陸戰短兵ニ長し、西洋人ハ船軍長兵ニ長するを以、陸地へ引上可討取と申義ハ誰彼申候事二而、全勝之道理ニ相違ハ有御座間敷候へ共、於海上脚少々も手さし不申覚悟二而ハ籠城仕候而、早々討而出不と同理二而、敵二成候而ハ可恐義無之、於兵法不飽足義歟と奉存候、依而於海上防禦仕候時ハ、大砲船打其所へ不為上立防候ハ台場と奉存候

一、一通り船打を論し候者之申候、船ハ異船造ニして彼二不劣大船ニ数十挺之大砲筒を架し打不申而ハ無利様ニ申候へ共、左候而ハ第一運転不自由、敵之一放を請候ハ、多之人数を損し数々大砲波底ニ沈ミ大敗之基と奉存候、其上其船制作難仕ハ申迄も無御座候、私之心附候者、小船ニ大砲を架し数艘漕浮へ無間断打懸々々、追寄候義ニ候へハ、万一敵之大砲を講候共、多く之船二候へ者、其内ニハ敵船近く漕寄、全彼船二の中仕候玉も御座候道理二候、其上一艘ニ乗所之人數少く候へハ、兵之損方も少く大砲を失も漸二してきたなき負ハ不仕与奉存候

一、小船と申而當時之獵船ニ而大サハ可宜候へ共、製作方不丈夫ニ而用意申間敷、何レ異国端舟仕立ニ不仕而ハ難打奉存候、先年青山將監雛形指上候由二

而、壯猶館ニ御座候ハツテイラ様之仕立ニ仕候ハ、可然哉、乍去初より全彼通二仕候様ニ与ハ印而出來レハ毎度可有御座候、是迄之獵船ニ彼善を取、其不丈夫成所を補ひ候様船方之者共僉鑿仕候者、畢竟ハ出来上り可申奉存候

一、筒之義も畢竟ハ西洋流之大砲ニ利方可有御座候へ共、先豊島流・酒井流・小川流・荻野流何にても其宜を架し、先五十目百目二百目より追々相議候ハ、可然奉存候

一、西国筋之諸候方ニハ常々大砲船打稽古有之候由、荻野流師範罷在候、国友次郎助義、見聞之趣先年出承候、即荻野流ニ船打仕候由ニ御座候、於御国ハ大野・宮腰等之荒海ハ少斗ハ六ヶ敷可有御座仕歟、魚津浦辺惣而越中筋ハ内海ニ候故、随分打易くと奉存候、次郎助ハ仕候義ハ無御座候へ共、若於御国稽古初り候者、師匠荻野六兵衛二而も被為召被仰付候者、随分出来可申与申罷在候、播州明石浦杯ニ而ハ嶋二目印を立、関船三艘斗ニ而探返候ハ、打候由ニ御座候、於御国ハ初メハ粟ヶ崎等之沈様ニて稽古仕候ハ、仕易と奉存候

一、惣而西洋流砲術之義ハ新規ニ候故、先ハ彼方之者承一通を仕候様ニ而、不入器械寄術二骨を折、自得之所薄ク、豊島流・浅井流等とハ表裏之違様ニ被存申候、乍去トントル杯等之玉弁利ニして其善事ハ誠ニ沢山御座候故、其客理ニ沈醉し、一より十迄西洋法ニ無之而ハ不用立様世上申慣し候より、船打之義御僉儀ニ相成候へ共、又例之通舟之仕立、筒之張方・打方等西洋之通と心を碎き骨を折仕候共、先ハ過失多ク事成就不仕内相止可申候、先ツ荻野流等之船打ニ押候流義之者其好通ニ被召寄被召寄打、御国之者得与習得て能々手二入候、是二而先一通り御用意候、扱其上西洋流之善き所を取候而是を補ひ候者畢とハ成就可仕、因而中々二年三年ニ而ハ全成就仕間敷与申、御僉儀二無御座ハ相成不申候、西洋流ハ惣而日本流ニ而地盤之出来居候上ニ不申而ハ、却而過失勝ニ可相成与奉存候、私義先年大橋作造ニハ大砲稽古一両度見聞仕、其上壯猶館役所相立候、其基元を考候而存付候義ニ御座候、此義社猶館ニ付而も心附候事共御座候へ共、恐入相控罷在候

一、右小船二而大砲打候者、彼ハ大船筒口重ク、我ハ小船筒口抵ク、目当之大

小船数之多小其玉之届候所迄近々寄付打込候ハ、異船打毀り候事ハ無

疑義与奉存候、乍去彼も端舟を卸し大筒・小筒を架し打懸々々防候ハ、

迫合ハ五角二相成、其上彼者年々波上二押進退自由火術寄功を究、忽^チ我

ハ海底二覆没されんと論者ハ可申候へ共、左様二而者無御座、波上之進退

者固より不断狎候獵師等二任候へハ、たのミ不自由と^{武士之頭取二而ハなく}申候而も有御座間

敷、又火術之寄功と申候共、一敵毎ニ必的中数艘を一時ニも被打碎間敷、

手ニ持候槍・太刀すら突打毎ニ敵を被仕留も不仕、況手を壞れ候器ニ於

而、しかも舟ハ動作不定、砲ハ一步八間中る事難しくして外る事易ク、先

第一命を借候而ハ戦を不好より外ハ無御座、早敵も小舟二逢復り迫合五角

と相成、小筒も玉之届候所へ至り候者、夫杜我望候所之短兵急ニ改討て敵

船ニ乗移り得、高所の刀槍を以片端より撫切ニ仕候者、如何斗か快候は

ん、此処ニ至り而者器械兵杖之預る所ニ而ハ無御座、將師たる者之武略智

略を為ス所ニも奉存候

△士卒之心一致ニして其將と生死を共ニ仕候ハ、全勝之際ハ不論して明ニ御

座候、合戦之道ハ夜討朝懸敵之不意を討てこそ勝利ハ被得可申候、長篠合戦之

様ニ敵之的ニ馳出而ハ如何成敵も勇も施すニ所なく死を期するより外ハ無御座

義与奉存候

右未熟之私遮而加様之義奉申上候義甚奉恐入候へ共、於海防御手当方專要之義

与奉存候故奉申上候、先日も奉申上候通年寄中等へ達候共、中々僉儀も付申間

敷与奉存候故、何等も不申達候へ共、又達候而宜義ニも候ハ、尤被仰出次第奉

畏候

右謹而奉言上候、以上

己未

七月廿九日

成瀬主税判

以別紙奉申上候、船打之義ハ、尤防禦方之軍事と申ものニ御座候、元来海防

御手当方と申而も是迄之御軍莊ニ而宜義奉存候、先當時何時ニ而も被仰渡次

第御家中一統人数人夫武器相揃、何方へ成共、急ニ出張仕候事出来候様ニ相

成居候が、是御手当方之專要与申もの、出張仕候間より敵ニ取組候場へ至候

ハ其將師たるものの句内臆ニ有之事ニ而、是御手当之根基ニ御座候、御家中

之有様を察候ニ恐多き申事ニハ候へ共、御国御軍法ハ古来之俣ニ而甲州流之故

疾ニ拘り長柄指物不入もの多ク、其上人々手前人数者不持、雇も仰付ハ出来間

敷、人夫夫高ハ御算用場より可渡筈成共、越中・能州之百姓共迄集寄、一時ニ

可渡義ハ不出来事、左すれハ是も「

急ニハ出張も難叶と疑居候者多ク可有御座様子、其内ニも事を訊ケ居候者ハ臨

時ハ雇も人夫も頼ニ不仕、有合候家来ニ而、大小腰ニさし槍・鉄砲をかつかセ

素肌歩立ニ而可罷出覚悟之躰ニ御座候、是ニ而通り御家中之者身分へ取候而ハ

宜様ニ候へ共、為其予而之御定も間ニ合不申、誠ニ如何敷義ニ御座候、仮令如

何程大砲大艦御手当方十分ニ相成居候共、夫を可打可乘移り出陣ニ不入隙を

取、不足之人数を不勝意連出候而ハ、第一機ニ後レ英氣十分ニ充不申、全勝之

処如何敷客戦ニ候、御用意之日数も可有御座候へ共、海防方ハ実ニ主戦之急成

出張与奉存候

一、御家中侍平江人数持不申ハ、古昔と違世事繁多ニ付、諸事物入多より根さ

し江と奉存候、此処何とか御僉儀ニ相成、且御軍役ハ知行高根本ニハ候へ

共、又身柄ニより少々御割方替り候ハ、如何与奉存候へ共、少ト奉恐入、

委細ハ相控罷在候

一、人夫等御渡方之義ハ、御郡方等之様子不存候故、何共心附候義も無御座、

先年富田又新義論弁相調候物披見仕候、大ニ可宜哉ニ奉存候、是等之所よ

り御僉儀ニ相成、御家中一統何時成共、出張不指支、平日安堵罷在候様相

成候ハ、可然奉存候、中ニハ平日調係ニ色色流儀を唱、異様之人数組も有

之、何レ古来御軍政御改革無之而ハ杯申候者も有之候より自然与加様之所

僉儀方も薄ク相成候哉与奉存候、只今出張与相成候ハ、存之外支勝ニ而何歟と手問取、急ニハ出立方可六ヶ敷哉与奉存候、是一大事之義ニ御座候、先只今之処、当御軍莊ニ而隅々迄狎通り何支道無之様相成候而、扱其上ハ思召ニ而御改被遊候義ハ格別又尤年寄中等僉儀有之大砲大艘御用ヒ之場も可有御座、皆々跡之義与奉存候

一、其内一事当時御僉儀有之候様ニと奉存候ハ、農兵ニ御座候、乍去為其豫而百姓共を訓練仕置可申入、或ハ劔附筒御渡置のと申義ニ相成候而ハ不_二宜、先於能越御郡代被仰付置候者、又ハ御郡奉行諸町奉行臨時之気活、先組分ハ才許十村ニ而分り居、小頭ハ肝煎者組合頭罷在候、武器之代り農具を用、又古き百姓杯ニ者鎗・太刀も取持罷在候者も有之、獵人ハ鉄砲取持罷在候、是等を以一防可仕様豫而心得罷在、下々ハ不為申聞方可然、中ニハ右様之心得罷在候者も可有御座候へ共、被仰渡所も無之事故心々と奉存候、御郡代被仰付置候者ハ此心得肝要と奉存候、憚多候へ共、私ハ臨時御郡奉行等申合、新川一郡之人数を以防可申覚悟ニ罷在候、此儀ニ付而ハ平日盜賊改方被仰付置候義者自然与奇妙ニ之味御座与常々奉載一心候、文政八年之比、右用之僉儀方御算用場より達ニ相成候、宜僉儀与奉存候

一、当時之有様、海防御手当与申セハ、大砲大艦台場之僉儀專要之様ニ奉存候、詰る所ハ三州百里斗之海岸ニ台場を築造し、大砲百挺無透間配付候ハ、是ニ而御手当方御全備と之僉儀振ニ相成不申哉与奉存候、百里之海岸何方も平等ニ御備ニ相成候ハ、百里之海岸何方も平等ニ御手薄ニ而、百里之海岸何方も平等ニ何方も敵ハ自由ニ上陸仕可申与奉存候、孫子虚実編ニ御座候、無_所不備則無_所不寡と申道理と奉存候、海岸之内堅く守るへき所を捨て彼ニ与_{上陸}為致可討取所と可有御座、嘉永六年八月年寄中_ハ被申渡候書付之内ニも、江戸近海へ異国船渡来ニ付、防禦方御手厚_{アツ}之御詮儀有之、詰人も相増、猶又御領国海岸御手当方全備被仰付度御詮義ニ付而ハ、莫太之御物入ニ付と有之候、其後も海防御手当方ニ付、御物入多と申義折々ニ承候、前文中上候手近ク御軍莊等專要之義將帥軍略根基之所へ

■附御詮儀御座候ハ、左ノミ御物入も有御座問敷、其上来年中ニも当年中ニも御全備ニ可相成、遠ク其末へ拘り大砲大艦之御僉儀ニ相成候ハ、誠ニ莫太御物入之儀ハ先年於莊猶館荒々承知仕候、其上何十年相立候共、御全備ハ難斗常々御不安心成御儀歟と奉恐入候

蘭学者流之者ハ是迄潰来候日本兵器兵法ニ而ハ中々西洋人ニハ敵対ハ不相成、何レ彼方之通ニ兵制ニ不変而ハ難叶与理不尽敵之美を説候者ニ御座候、誠ニ歎はしく且加様之義申触候而ハ実ニ御国躰之障ニも可相成義与奉存候

右御家中委細之様子、別してハ諸手御軍莊之様子且ハ惣様海防御手当方之様子も私ハ不携義ニ候へハ、何も不奉存候へ共、只表より見聞仕候趣与私役向へ御渡被下候御軍莊方、且身当之義ハ組頭年寄中より被申渡候御軍莊、又魚津表御手当方、将又先年莊猶館ニ而西洋砲等之義見聞之様子ニ而、馳ハ推而考合、予而存込罷在候趣共ニ御座候故定而相違之義共も多有御座与奉存候へ共、其所ニ泥ミ候而ハ一事も不被申上候ニ付、誠ニ乍恐加様申上候義ニ御座候、先年より御家中劔槍居合三術ニ限り別段御覽被遊被下候義誠ニ難有奉存候、此上ハ身分重き者程大切成ハ文武之学問ニ御座候処、経書ハ於明倫堂弁書も被仰付候へ共、兵学之義ハ未何等も不被仰付候、是又身柄之人々ニ而ハ大切之事ニ候間、人々学力御覽之為メ人持頭分杯海防御手当方之義心附之趣相調_■可指上旨被仰出、於御次御取立ニ相成候ハ、人々銳氣も引立、御表へ出仕罷在候人持杯ハ諸手合之様子者少しも不存事故、却而世風を辞し珍敷義論申上候者も可有御座哉ニも奉存候右遮而奉申上候義誠ニ奉恐入候へ共、謹而奉言上候、以上

己未

七月廿九日

成瀬主税判

(朱筆)「右三通一封ニ認、以御近習頭上ル、高田久兵衛江」

魚津

一、当時越中筋作躰之様子与力へ尋遣候処、夏以来降統候割合ニハ宜敷、去年

与りハ当時之処、一割も宜相見え候由、乍去長々降統候事故、実り之処ハ如何可有之哉何レ取入不申而ハ難見極旨申ならし候由ニ御座候、且前月廿五日大風ニ而所々より中稻花吹落又ハ倒候ケ所も御座候由、併新川筋ハ深ク障り不申由、尤人氣ニ指障り候程之義ニ而ハ無御座哉之「（朱筆）」旨申越候

一、前月廿九日奉言上候御手当方一件之内、人夫等御渡方之義、富田又新義、論弁相調候物御座候与迄奉申上、其論弁之趣不奉申上候ニ付、左ニ奉届上候、元来人夫ハ只今之処、御家中惣様何百何千とも可相成所（只今之処、相調合）御算用場御郡所へ呼集、人ニより指出候小札之表人高二引合与可相渡義ニ御座候、尤加州迄ニ而も無御座、能越之者迄も■集寄候事ニ候へハ、彼是日数もか、り且ハ大勢之人夫二所ニ集メ候事甚混雜仕、算用ニハ六ヶ敷、其上於人々手前ハ出陣度毎二人替り候故、迷惑成義ニ御座候、因而人々知行所村々より其地頭々々屋敷へ集り候事ニ仕候ハ、可然義与申義ニ候、左候へ者出陣毎へも替り不申故、親ニ申付事も覚へ集り方も混雜仕間敷与申義ニ御座候、委く申上候へハ、色々御座候へ共、太要如斯御座候

年ニより深雪ニ相成候へハ、知行所之百姓共地頭へ集り届上候雪卸し仕、又近火杯ニも地頭へ集り候義有之、事ハ如斯御座候義ニ候
一、右之節奉申上候農兵之義、当時何之僉儀も無之哉与奉存候処、新川御郡奉行大島三郎左衛門二様子承候処、臨時人夫大勢入用之義難斗ニ付、五六年前僉儀有之、百姓其他国持指止、予而十村共へ申渡置人数ハ村々ニ応シ指図次第何方々々へ集り候与申義相極り居、新川一郡ニ而大凡七八千斗も有之候歟、四ヶ所斗へ集り候筈ニ相成居候段申聞候、尤農兵とハ不申、人夫と申候由ニ候へ共、私申上候農兵ハ即是ニ御座候、此義相極り居候者一通尽義ニ御座候、猶委細之様子承候上ハ可奉申上与奉存候■

右謹而

己未

八月十二日

成瀬主税判

（朱筆）「表書之通上之申候、以上」
別紙言上之卷封持參可仕候、症程難儀仕為持指出候、以御序御上可被下候、以上

（朱筆）「八月十二日 丹羽鶴吉判」
未

八月十二日

成瀬主税判

御近習頭中様

魚津近

一、魚津宿浦輕キ者共及難涉候躰ニ付、極難涉者五百三十軒へ錢一貫文宛并借家人百五十五軒へ五百文宛町奉行より五朱之利足ニケ年賦ニ而貸付候処、何茂相悦罷在候躰ニ承合候旨同心横目共より申越候

右謹而奉言上候、以上

己未

八月十九日

成瀬主税判

（朱筆）「以戸田五左衛門上ル」

越中筋村方等、若火事且川之出水并風波ニ而水損又ハ風難等ニ而変地等之品、同
（朱筆）「火事水損言上方惣而新川一郡迄ニ而、礪波・射水之義不及言上、火事之」
心出役為致夫々聞合奉申上候義、新川一郡之義ハ本役御縮方ニ付、奉申上候義ニ
（朱筆）「義加様ニ軒数ニより候義ニ而ハ無之様子ニより可申旨、九月九日以山森」
奉存候へ共、礪波・射水ニ郡之義ハ加役改方迄ニ候へハ、聞合候ニハ不及様奉存
（朱筆）「權太郎被仰出、併シ高岡等礪波・射水之内ニ而も又時宜ニより言上いた」
候へ共、前々より古ク仕来り候事故、是迄時々聞合奉申上候、金沢改方手合之様
（朱筆）「し候義ハ猶奉拜了見次第之旨山森申聞候事」

子承候処、火事水損之義ニ付何等別段聞合ハ不仕様子ニ御座候

一、新川之義ハ私手合迄聞合候へ共、礪波・射水ハ遠田勘左衛門手合よりも夫々聞合候様子ニ候、左候へハ二重ニ相成候義ニ候、旁以私手合より聞合

二候ハ不及義かと奉存候、併両手合より聞合候へハ、猶更御縮方嚴重二相成、可然義二候ハ、新川も両手合より聞合可申処、其義無御座、礪波・射水二限り両手合より聞合候事二相成居申候

一、右水損等之義ハ、先役共之内にも本役方之義ニ調置候へ共、火事之義ハ加役方之様ニ調置候、於私者放火舂敷義聞合候ハ加役方ニ候へ共、焼失家数等委細聞合候ハ本役方之廉与奉存候、併如何可有御座候哉私ニハ決兼申候

一、右礪波等聞合候ニ不及義相成候共、高岡之義且ハ外々ニ而も余程事立候火事水損等ハ矢張聞合可申哉、是又私ニ決兼申候

一、火事之義異変之義ニ候故、私ハ是迄一、二軒之分も時々奉申上候共、段々調理候処、先役共十軒以上又ハ五、六軒以上ならて者不申上様ニ相見え申候、左候へハ以來相改、十軒以上之分迄可奉申上哉与奉存候

右古来之仕来ニ而御座候故、加様仕候而御指支之義も御座候ハ、尤其是迄之通可奉心得義ニ候へ共、心附候ニ付此段奉候、以御序被仰上可被下候、以上

未

八月廿一日

成瀬主税判

岡嶋左膳様

大村肴次郎様

加藤義左衛門様

山森権太郎様

(朱筆) 「右山森権太郎を以何置候事」

先達而尊翰を以被為仰下候、当所御馬廻上村十三郎殿厄介人上村秀之助殿儀、当五月比鴨川町富山屋半右衛門方江被參候旨等御聞合方被為仰渡候二付、先便御請奉申上置、其以來承合候趣左ニ奉申上候

一、右秀之助殿儀者十三郎殿兄ニ而厄介人之舂ニ御座候、元来秀之助殿儀先年金沢表ニおゐて何歟不法之族御座候由ニ而、其節乱心之趣ニ相成候舂ニ而、尤当所江被引越候後も多分宅ニハ不被有合、所々徘徊被致候舂ニ承合

申候

一、鴨川町富山屋半右衛門儀者焚壳等渡世之者ニ御座候、同人方江当五月中旬比、右秀之助殿并魚津町之者ニ而名前不知男老人同道、右半右衛門方江被罷越、酒肴為指出、代錢ハ近日之内可相渡旨ニ而被罷歸候処、二、三日相立、秀之助殿一人右半右衛門方へ罷越、焚壳等之致世話、七、八日斗同人方ニ相便り被居、同月廿五、六日之比、右半右衛門方立出、近辺焚壳等いたし候者之方江被罷越、何歟手伝方等被致居、同七月上旬比、右近辺之者^十錢五^十文百文斗宛貰受、越前辺迄も被罷越候舂ニ候得共、同月下旬比、当方江被立戻候舂ニ而、其後何レニ被罷越候哉、居所相聞得兼申候

一、当所等相変儀承不申候
右奉言上候、以上

未

八月廿一日

原貞之丞判

荻野茂右衛門判

永田俊三判

石川良之助判

田中儀六郎判

魚津近

一、魚津御代官同所御馬廻小川采女、今度病死仕候ニ付、代り人撰方之義、魚津御馬廻御番頭へ被申渡候由ニ而、即御番頭兩人遂僉儀、御馬廻布目多七郎・馬場弘女兩人相達可申段私へ内達仕候、右兩人之内於御番頭ハ多七郎江被仰付候様仕度様子ニ候、私存寄候も同様ニ御座候、元来多七郎義ハ年六十余ニも罷成候哉ニ候へ共、質直成性質ニ而以前之文武心懸も宜、若手之御馬廻中加様之人を目当ニ仕候者風儀も宜相成一段之義与奉存候、又馬場弘女ハ相応ニ文武も心懸罷在候へ共、落付不申性質ニ而、於御番頭も十分存候義共俱有之候様子ニ御座候、加様之人御馬廻中目当ニ仕候ハ、士風を損可申与奉存候、於魚津ハ外可勤役儀も無御座、右御代官坏急度勤方も御座候様子ニ候間、遮而加様申上候義奉恐入候へ共、何とそ多七郎義御

代官被仰付候様奉存候、右之趣昨日御用番助河内守御用多二付、九郎左衛門へ別席二而内達仕置申候

吉田直右衛門殿

但此迄御小持組之所御馬廻組末列へ御指加蟄居被仰付候躰

定番御馬廻組

細野平次右衛門殿

但遠慮被仰付候躰

御先手組

内山健吉殿

但右同断

御医者直貞嫡子

森三哲

但急度慎方被仰付候躰

御歩組小柴助右衛門悴

小柴豊次郎

但右同断

右ハ当七月廿一日被仰付候躰二御座候

守川弥兵衛

但此迄新番頭之処、御指除被仰付候躰

北川市郎左衛門

但右同断

右ハ当八月十三日被仰付候躰二御座候

堀江権馬殿

但是迄御歩組^頭之処、新番頭へ被仰付候躰

渡辺源之丞殿

但是迄御歩頭並之処、御徒頭へ被仰付候躰

加藤砂殿

但是迄御横目之処、御裏預り被仰付候躰

御馬廻組河村藤太夫殿弟

河村貫三郎殿

一、右馬場弘女義又宜事も有之候、以前分殊之外之馬数寄二御座候而御知行者

百石給り罷在候へ共、乗馬ハ不絶所持罷在候様子二候、折々ニハ二疋も持

居候事も有之、少卜過キ候程ニハ御座候へ共、右人魚津二罷在候故、同組

御馬廻中子弟共自然与馬二乗覚候者も有之候、金沢と違、馬之稽古杯ハ大

分六ヶ敷処、其外御馬廻小川平右衛門と申者も当時乘馬所持罷在候、外二

今一疋も居候様子二而不絶完馬等も仕居、是ハ寄持^特成義与奉存候

一、魚津御馬廻上村十三郎厄介人兄秀之助義、魚津鴨川町家へ罷越居候様之風

評承候二付、同心横目共へ申渡、様子為聞探候処、別紙之通申越候、文筆

等見苦敷奉恐入候へ共、其俣入御覽候

一、右秀之助事、御番頭手前承候処、元来先組之時分不行状之趣有之、親へ御

預詰所へ入置候様被仰渡、其後魚津御馬廻へ被指加、引越候上も縮所へ入

置候処、安政二年八月出奔仕、同三年八月立戻、同五年又候出奔仕、今以

立戻りも不仕与申事二御座候

右謹而奉言上候、以上

己未

八月廿五日

成瀬主税判

上村秀之助御咎等

様子聞探候同心

横目小紙 成瀬主税

(朱筆) 「以高田久兵衛上ル」

富山御家中之内、御咎人等被仰付候躰風評御座候躰、兼而同役共慥成所聞繕御

達可奉申上心得二候処、当十三日常願寺川出水二而御普請所等相損候旨、御役

先町新庄村^{藤内}瀬平及注進候二付、幸与力中へ兼而以聞合方被為仰渡置儀^{マツ}有之、

廻方相兼出役可仕旨相達、当廿五日立花閑太夫・黒田良左衛門同道魚津出足、

彼ノ筋江指向、御咎人等之様子承合候趣左ニ奉申上候

但是迄二人扶持二金五両二七十五人給御雇之處、文学心懸宜敷候二付、御先手組被召出、尤十人扶持二御引直シ被仰付候躰

御馬廻組半井瀬平殿弟

半井徳之進殿

但是迄銀五枚被下候処、二人扶持二金五両与七十五人給、御先手組御雇被召出、兵学指引被仰付候躰

御先手組田部与作殿弟

田部糸之助殿

但是迄二人扶持二金五両与七十五人給被下置候処、長門守様御表扈從被仰付候躰

右之通被仰付候躰二付、御趣意柄聞繕候得共、聞得兼申候

一、御領内人氣之様子承合候処、此間中天氣打続候二付、百姓共稻刈入方等、

惣而手廻宜儀二而頃日穩之様二見聞仕候

右之趣町新庄村二而調奉申上候

右謹而奉言上候、以上

未

九月朔日

田中儀六郎判

越中筋盜賊改方為御用未七月廿八日魚津罷立、同八月廿八日右御用相仕

廻罷歸申候

一、礪波郡福光新町止宿仕、五ヶ山両組才許火瀧村与左衛門手代呼出、五ヶ山

流刑人之様子承り候処、相替儀無御座由、且畑物之義も相応之出来候旨申

聞候

一、同郡井波止宿仕、同所絹出来之様子承り候処、絹糸買メ方大高直二而絹出

来いたし候とも利潤義無之、潤色二不相成難渡之躰二相聞得申候、且又城

端二而も右絹之様子承り候処、右同様御座候

一、氷見町止宿仕、灘浦筋暨能州境之様子承り候処、相替儀無御座候

一、射水郡伏木村罷通、同湊江其以來紛敷商船等入込不申哉承り候へ共、相替

候船も入込不申由御座候

一、新川郡町新庄村止宿仕、富山表并飛州御境目之様子承合候処、相替儀も無御座候

一、同郡泊町止宿仕、境御関所暨越後筋之様子承合候処、相替儀無御座候

一、相廻候所々浦方二而、獵業之様子承候処、当夏以來何方も不獵之由、且異国船之義も承合候へ共、何等之風聞も相聞得不申候

一、三御郡共御蔵所異変之趣義無御座候

一、三御郡共当作之様子見聞仕候処、何方も相応之作躰御座候、当七月廿五日之大風二而晚稻二相当り、少々者黒損二相成候へ共、其以來打続而之快晴故実法方宜相成候由御座候

一、三御郡共暴瀉病流行之様子承合候処、宿在共当七月下旬以來流行仕候処、

頃日追々薄らき候様子承請申候、右病二而死人多有之由被為聞召御領国一

統難浜人共へ芳香散被下候之旨被仰出候由二而、当月中旬比、町奉行暨御

郡奉行公夫々調合方等申渡、其以來右業早速配当仕、一統難有仕合候旨申

居候由承申候

一、三御郡共相廻候所々二而、諸役人風俗方暨洩物等之様子義承合候処、相替

儀無御座候

一、三御郡共止宿所役人共暨止宿所向寄を以十村手代呼出、諸事御縮方嚴重相

心得候様申渡置候、且又火賊等先達而御役所江注進書附書出置候者共旅宿

へ呼出、様子相尋候へ共、相替儀無御座候二付、猶更賊等無油断聞出候様

陰聞・藤内共へ申渡置候

右之外相廻候所々相替儀無御座、御郡方御静謐御座候、以上、

未

八月廿一日

高島九郎兵衛判

成瀬主税様

魚津近

一、越中筋盜賊改方為御用与力高島九郎兵衛・同心小頭今井采吉等召連、七

月廿八日魚津罷立仕、三御郡夫々相廻り候而、八月廿八日罷歸申候二付、所々見聞之趣別紙調理書指出候二付、其俣入御覽候
一、富山表之様子御咎人等聞繕候旨二而、同心横目田中儀六郎より別紙指越申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右謹

己未

九月五日

成瀬主税判

己未

三御郡秋廻二罷出候
九月五日 与力高島九郎兵衛調

理書 成

己未

九月五日

富山御家中御咎人之様子
承合候一件
聞繕候同心横目
田中儀六郎

成

(朱筆) 「以笹嶋喜三郎上ル」

魚津馬廻小川平右衛門義、不埒之所業且役向不正之取扱茂有之哉二承請候、尚更委曲承札可申越候、以上

十月十九日

成瀬主税殿

成瀬主税殿

印

右上を中折ニ懸包ニいたし、上ニ御親翰と調、木地状箱へ入、天地を押へ、状箱上書

御親翰入

成瀬主税殿 丹羽錫吉

致封印候
丹羽紙面左之通

御親翰 御巻封

御封目 御印

右御自分江被成下、昨日出、今日江相延候、町飛脚江伝附可指遣旨被仰出候二付、上認拙者致封印、会所奉行江相渡相達し申候、以上

十月晦日

丹羽錫吉判

成瀬主税殿

右状箱之上へ挟ミ、上を封し封目印章二而上書又左之通

御親翰入

成瀬主税殿 丹羽錫吉

印

右会所奉行石黒判平紙面相添、会所より足輕才料二而、十月廿九日九時過為持来請取、右石黒へ之返書遣ス

右御請今便上可申二付、每義通御用番へ達可申所、時刻過候二付、会所へ直二

出し申度早々越後邸へ出、執筆橋本岩之助殿承合候処、成程会所へ直二可指出義二可有之候へ共、もし御入無之而ハ不請取与存候、左候時ハ跡御入二可致

段、断候へハ兼かるへくと申聞候事

右御請左之通

御親翰被成下、謹而奉拝戴候、魚津御馬廻小川平右衛門義、不埒之所業且役向不正之取扱茂有之哉二御耳立候二付、尚更委曲承札可奉申上旨被仰出候趣奉畏候

一、御筆之物御上封シ奉返上候

右御請上之申候、以上

己未

十月廿九日

成瀬主税判

己未

十月廿九日 御請

右之通認、御親翰御上封シニ包ミ御請と一集ニ封シ上ニ

成瀬主税判

御請
成
上

裏每義通認、木地状箱へ入、御近習頭へ之返書左之通、

御親翰 御一封

御封目 御印

右私へ被成下、当月廿日書、町飛脚へ御伝附可被遣旨被仰出候ニ付、上認御自

(朱筆)「表書之通今日到来、則指上申候、以上」

分様被成御封印会所奉行へ御渡被遣候旨、即今日会所より為持来引換奉請取、

即御請今便会所奉行へ相達上之申候間、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「十一月十日 丹羽錫吉判」

未

十月廿九日

成——判

丹羽錫吉様

御封印御通達

状箱上之封也、右も一集ニ状箱之内へ入

御親翰御請入

丹羽錫吉様 成瀬主税

致封印候

上書右之通認物其上を紙ニ而認、上書

御用

丹羽錫吉様 成瀬主税

右相調紙面相添、以使者会所へ八半時比為持遣、石黒判平請取也、右御入等之

義委細表向留ニ有

(朱筆)

○

新川郡内御本役為御用中嶋林之助同道仕、当四日魚津出足、上條組柳寺村の常願寺川筋高野組等之内岩峠詰暨猪谷御関所辺等相廻、同六日罷帰、見聞之趣左ニ奉申上候

一、当年作毛出来之様子承合候処、何も相応之作躰ニ承受申候、併中ニハ少々斗相劣候ケ所も有之由ニ御座候得共、全不作与申義ニ而ハ無之哉ニ御座候、且大麦・小麦等之儀ハ可也之作躰ニ承受候得共、是又場所ニ寄余リ不宜候ケ所も有之躰ニ御座候

一、相廻候内指懸リ相替儀見聞不仕、御静謐之躰ニ御座候、且流浪躰紛敷者義見当リ不申、猶又御縮方等之儀在々役人共江申談置候

右奉言上候、以上

未

十月七日

田中儀六郎判

新川御本役為御用未十月四日平同心木村猪太郎同道魚津発足仕、常願寺川筋宮路岩峠寺村詰高原野下段筋上条組・高野組之内在々相廻、同月七日罷帰申候、承合候趣左ニ奉申上候

一、当年立毛作善悪之様子承合候処、去年のハ余程上作仕候躰、尤当七月大風も御座候へ共、為指風損も無御座、平里向并山辺在々共作柄宜躰ニ而一統相悦罷在候躰ニ御座候、且亦常願寺川筋村々出水変地跡出作柄之様子承合候処、作柄相応之向も有之、亦ハ実入方不宜向義御座候躰ニ候へ共、作人手前ニおゐてハ一廉之助力ニ相成申躰ニ御座候

一、大豆・小豆等畑作物之様子承合候処、平里向ハ上作与申程之義ニ而ハ無御座由ニ候へ共、作柄相応宜躰ニ御座候、山懸り村々之義ハ惣而畑物上作仕候躰ニ御座候、且麦・菜種ハ百姓中例年之通種蒔仕、無懈怠農業仕居候躰見聞仕候一、所々相廻候内紛敷流浪者暨新乞食躰之者見当リ不申、御那方御静謐ニ御座

候、猶更御縮方之義村々役人共等へ申談置候
右奉言上候、以上、

未

十月八日

永田榮之助判

新川郡御郡内御本役方為御用吉岡重太郎同道、未十月八日魚津発足仕、中
加積組之内北野村ノ本江谷・黒川谷・早月谷筋等相廻、同十日罷帰、承合
候趣左ニ奉申上候

一、当年出作方之様子承合候処、其村柄ニ依り少々宛之善悪ハ御座候由ニ候へ
共、先相応之作躰之由ニ而、百姓中人氣穩之躰ニ見聞仕候、併大豆・小豆
出作方ハ多少不作之由ニ御座候得共、中ニハ相応之ケ所も有之躰ニ御座
候、尤當時麦・菜種蒔立方之儀ハ去年同様蒔込申躰ニ承合申候

一、相廻候所々紛敷流浪者等見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶又火盜等
惣而御縮方之義村々役人共へ夫々申談置候

右奉言上候、以上

未

十月十一日

永田俊三判

新川御郡御本役方為御用石川斧右衛門同道、当月八日魚津出足、下条組市
ノ江村ノ小出ノ郷弓庄組之内大岩谷并白岩谷筋上市村詰迄相廻、同月十一
日罷帰申候、承合候趣左ニ奉申上候

一、相廻候在々指懸り相替義無御座御静謐ニ御座候、当作晚稲之分迄も朝人等
相濟、麦・菜種蒔込も不残相仕舞申候、出作之様子承合候処、万作与申程
ニハ無御座由ニ候へ共、相応ニ実法候躰ニ而一統相悦罷在申候、山方之義
も同様ニ而雜穀物ニ至り候迄相応ニ取揚申由ニ相聞得候間、惣而人氣穩ニ
見聞仕候

一、相廻候内流浪者躰等紛敷者見当り不申、尚御縮方之義嚴重役人共へ申談置候
右奉言上候、以上

未

十月十二日

今井采吉判

新川御郡御本役為御用当十七日木村猪太郎同道発足仕、東加積組・上布施
組之内角川谷・片貝谷筋相廻、同十九日罷帰申候、所々見聞候趣左ニ奉申
上候

一、当作出来之様子承合候処、当夏上用前ノ雨天勝暨同七月下旬比之大風ニ而
立毛之内黒粒等ニ相成、去年同様不宜躰ニ申慣候へ共、格別申立候程之儀
茂無御座躰ニ而、其ケ所ニ依り中ニハ雨天等之割合ノ余程宜作仕候村々
も御座候躰、且彼岸後ニ雨天統晚稲蒔入方少卜相後レ候由ニ候へ共、敢而
指障り候儀も無御座、其以來不殘蒔揚夫々仕抹方仕、頃日御収納用意方御
懸候躰ニ而、當時之所小前之者共難渋ケ間敷義申立候様之儀茂無御座躰ニ
相聞得申候

一、片山掛等雜穀并畑物類之様子承合候処、惣而宜与申儀も無御座由申内、大
豆之儀ハ前件大風之御被吹倒実入方過半不熟之躰ニ而直段も九貫文余仕、
身ニて相応之百姓中遣ハ大豆ニ而、余程不足之旨申居候躰、右等二付、一
統暮方も精誠遂マツ檢約罷在候躰ニ御座候、且又麦・菜種も先達而以來追々蒔
附頃日生立方何方茂宜、尤米穀下直ニも無御座故、来春之糧等ニ可仕候た
め、麦ハ例年ノ余程余計蒔下シ候躰ニ承受申候

一、相廻候村々指掛り相変儀も無御座、紛敷流浪者等見当不申候、且人氣も隨
分宜躰ニ見聞仕候、猶更火賊等御縮方之義村役人共へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

未

十月廿日

原貞之丞判

新川御郡内御本役為御用田宮榮三郎同道、当月廿七日魚津出足仕、下布施
組三日市ノ大布施組・大三位組・五ヶ庄組・三位組之内境迄相廻、同廿日
帰着仕、所々見聞之趣左ニ奉申上候

一、当年出作之様子承合候処、五ヶ庄組・三位組之内山懸り之ヶ所者何茂豊作仕候躰二候へ共、里中者風損等二而実り方昨年少々相劣り、先中作之躰、且山里共小豆之儀ハ相応ニ出来候之躰二候へ共、大豆ハ不出来之躰ニ相聞得申候、尤当時稻刈仕廻、御收納米出来方入精罷在申候、且麦・粟種生立方宜躰ニ見聞仕候

一、相廻候所々火賊等指懸り相変義承不申、流浪躰紛敷者も見聞不仕、御静謐之躰ニ承合申候、且境御閑所并大平村暨越後筋相替義承不申候、猶更所々役人共へ御縮方之義嚴重申談置候

右奉言上候、以上

未

十月十一日

立花源吾判

己未 新川郡本役廻ニ罷出候
十一月四日 同心小頭・同横目共調
理書別紙六通
成瀬主税

魚

一、新川郡内本役為御縮方同心小頭・同横目之内一人平同心一人宛同道仕、六手合ニ相分レ、十月四日夕廿日迄之内段々相廻候而見聞候趣別紙六通指越

申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右謹、以上

己未

十一月四日

成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来、則上之申候、以上」
別紙言上之一封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

十一月四日

成瀬主税判

(朱筆)「十一月十五日 土師湊判」
御近習頭中様

(朱筆)「右持参以執筆御用番へ達ス、執筆早川歟」

魚

一、今度被仰出候魚津御馬廻小川平右衛門所業之様子密々聞探り可申越様同心横目共へ申渡置候、申越次第奉言上候

一、同御馬廻上村十三郎厄介人秀之助義、先達而縮所打破り出奔仕、所所徘徊

步行候旨、即当八月廿五日奉言上候通ニ御座候而、所方之障ニも相成、其

上自然甚敷不法ニ而も仕出候歟、又ハ他国へ走り候様之義有之候而ハ不容

易義与奉存、御番頭神子田孫三郎等与得与示合候而、私手合与力同心へ

内々申渡、何とそ在所相探り密々召連来り十三郎へ相渡可申、自然手二合

不申ハ内々之義ニ候へハ繩二而く、り候共いたし穩便二十三郎へ可相渡様

申入置候処、当三日魚津町方ニ居候段聞合、色々同心共工夫仕、余事ニ事

よ七繩二而く、り候而、与力共より当時魚津表ニ相詰罷在候御番頭守田平

兵衛へ申達、首尾能十三郎へ手渡仕候由、与力共申越候、右ニ付御番

頭手合ニ而縮所念ニ入申付入置候由ニ御座候、秀之助義、因帯刀も不仕道

楽者久助杯与名乗居候為躰之由ニ御座候、尤表向ハ出奔立歸候ニ付、縮所

へ入置候与年寄中へ御番頭より相達候筈ニ御座候へ共、内実ハ右之通取斗

申候義ニ御座候

右、以上

己未

十一月九日

成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来、則上之申候、以上」
別紙言上之一封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

十一月九日

成瀬主税判

(朱筆) 「十一月十九日 土師湊判」

御近習頭中様

(朱筆) 「右持参以執筆橋本岩之助御用番へ達ス」

魚津近在

今度富山江御養子被為遊御家老津田内蔵助彼表へ詰被仰付候段承候、右等
二付富山表二ハ上下如何様ニ沙汰仕候哉、変り候風評も無之哉、聞繕候
様、同心横目共へ申渡置候処、左之趣共申越候

一、富山御丸之内ニ居住有之候村隼人と申人、杉内町ニ有之候下屋敷へ引移、
右隼人跡屋敷へ津田内蔵助詰可申躰ニ而、当時御普請中ニ御座候、右成就
次第内蔵助参候躰ニ御座候、内蔵助詰候上ハ富山御領内御政事向等猶々行
届穩ニ相成可申与悦罷在候躰ニ相聞得申候、且富山山王町定番御馬廻次列
浅利伊兵衛転宅之上、右跡屋敷へ御横目生駒権兵衛前月下旬詰候躰、又富
山新番御歩大師堂四郎左衛門転宅之由申渡、右跡屋敷へ金沢表分近々之内
誰歟可相詰躰ニ風評仕候由

右同心横目山本松太郎等賊召捕方等ニ出役仕、於新庄辺等聞繕申越候、
且富山御領不時上納米之義ニ付、聞繕候義左之通申越候

一、富山御領中御收納之外ニ御見込米并前々御貸付御座候利足米として
三千七百石上納方御郡奉行より申渡候処、前月下旬比御請仕居、其以来近
年不十分作躰引統候義等申立、右納方御用捨有之候様富山覚中町十村共
寄所へ百姓共ばんどり着用仕、願方ニ罷出候之由ニ候へ共、難聞届旨御郡
奉行分申渡候躰、然処、右百姓共及迷惑候之躰ニ而、当六日夜・八日夜御
城下近辺有沢河原暨桜山谷統山ニ而半時斗宛柴藁を焚、大勢集り候躰ニ候
へ共、人数之義ハ聞得兼申候、且日々右十村共寄所へ百姓共前件之願方ニ
罷在候ニ付、富山舟橋際并八尾道町端等へ御郡付役人両三人藤内共四五人
宛も召連罷出居、百姓共之内はんとり着用仕候者共指押、御城下江入立躰
ニ御座候処、当日夜五時比分半時斗、又候、桜谷統城村領山江相集り、
六、七ヶ所斗二柴藁を焚罷在候躰ニ見聞仕候由、右御見込米之義ニ付、御

郡方人氣不穩躰、此上何と歟御慈悲之御僉儀御座候迄ハ騒々敷申立可仕哉
ニ風評仕申候由

右百姓共騒々敷儀ハ御用番年寄中へも内達仕置申候

右謹而奉言上候、以上

己未

十一月十四日

成瀬主税判

(朱筆) 「表書之通り今日到来ニ付、指上申候、以上」
別紙言上之壹封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

十一月十四日

成——判

(朱筆) 「十一月晦日 丹羽鴉吉判」

御近習頭中様

(朱筆) 「右持参以執筆達ス、松島歟」

魚

一、富山御領御收納之外御見込米三千七百石上納被仰付候処、百姓共大勢騒立
御用捨願候様子聞合之趣、当十四日奉言上候通ニ御座候処、当六日より御
詮儀有之候由ニ而、同十一日夜迄ニ二千七百石斗上納方御用捨ニ相成候躰
ニ而、其後何等申立も不仕、帰服仕^{穩ニ可相成}躰ニ風評仕候旨、同心横目山本松太
郎承合申越候

右之趣昨日御用番年寄中へも及内達仕置申候

一、右十四日奉言上候十日夜桜谷統城村領山へ相集り候段奉申上候へ共^重重而
入念承候^合処、桜谷統金山村領字ナ城山与申所へ集り候由ニ御座候段重而申
越候

右謹

己未

十一月十九日

成——判

(朱筆)「表書之通今日到来、則上之申候、以上」
別紙言上之壹封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

十一月十九日

成——判

(朱筆)「十一月廿八日 高田久兵衛判」

御近習頭中様

(朱筆)「右持参以松島栄太郎達ス」

当所御馬廻小川平右衛門殿何歟不埒之所業有之様子、其上役向二付不宜取扱も有之様之沙汰も御聞請被為在候二付、様子密々聞探り可奉申上旨、先達而尊翰を以被為仰渡候二付、其以来入念承合候趣左ニ奉申上候

一、右平右衛門殿儀、六、七年前比ニも御座候哉、当所一向宗寺庵之内深応意之者共与懸之勝負事被相好候躰ニ而、密々被相始候躰ニ御座候へ共、当時ハ右様之儀被致候哉、相聞得兼申候、且右平右衛門殿儀、当所料理屋等江折ニハ夜中酒吞ニ被参候躰ニ風評仕申候

一、右平右衛門殿儀、御取納方之儀二付、百姓共音信物被取請候躰、薄々風評御座候へ共、慥成義相聞得不申候、且当五月比新川郡黒部川大水之節、流木数多御座候処、村役人共江売払方被申渡候由、右ニ付音信物被取請、直安ニ被売払候躰ニ風評御座候得共、前件同様慥成義ハ聞繕兼申候

右奉言上候、以上

未

十一月十九日

原貞之丞判

荻野茂右衛門判

山本松太郎判

永田俊三判

田中儀六郎判

己未

魚津御馬廻小川
平右衛門所業之一件

聞越候小紙 成——

魚津

一、先達而被仰出候魚津御馬廻小川平右衛門所業之様子聞繕方申渡置候処、同心横目共より申越候、別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御■御覽候、右之内懸之勝負仕候ハ、六、七年前之義ニも候へ者、只今委曲之義相知可申哉如何敷奉存候へ共、町家へ夜中酒吞ニ参候ハ当時も相止不申義与奉存候、且百姓共音信物取請候義も風評迄ニ而委曲之義申越不申、是等者人念聞探り候へハ慥ニ相知可申義与奉存候故、今一遍為聞探申越次第委曲可奉申上与奉存候へ共、先不取敢別紙奉入御覽候義ニ御座候

右謹而奉言上候、以上

己未

十一月廿四日

成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来、則上之申候、以上」
別紙言上之一封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

十一月廿四日

成——判

(朱筆)「十二月十日 丹羽鴉吉判」

御近習頭中様

(朱筆)「右以齋木森太郎越後屋敷へ為持出為達候処、執筆松島栄太郎請取」

三御郡盜賊改方為御用未十一月二日魚津罷立、同十二月朔日右御用相仕廻罷歸申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、礪波郡内相廻候得共、相替儀無御座候

一、井波・城端絹出来方之義承合候処、絹引ケ口随分有之候へ共、糸直段格別

高直二而深ク潤色ニ相成不申躰ニ御座候

- 一、福光村等布出来方之様子承合候処、布出来方相応ニ有之、引方茂宜敷潤色ニ相成候躰ニ相聞得申候

- 一、五ヶ山主附十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候処、流刑人等相替義無御座旨申聞候

- 一、射水御郡内相廻候得共、相替義相聞得不申候

- 一、水見町止宿之砌、能州御境目暨灘浦筋之様子承合候処、相替義相聞得不申候

- 一、伏木村止宿之砌、船手之様子承合候得共、相替義無御座候

- 一、新川御郡内相廻候得共、相替義相聞得不申候

- 一、新庄新町止宿之砌、十村呼出、富山御領境暨飛州御境目・猪谷筋之様子相尋候へ共、相替儀相聞得不申候

- 一、泊り町止宿仕、境江罷越、御関所并越後筋之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

- 一、礪波郡福光村等ニおゐて、相札候不届聞得之者とも其時々口書取立御達申上候通ニ御座候

- 一、三御郡当作之様子相尋候処、相応之作躰ニ而、去年今迄歩通り茂宜敷ケ所も有之段申聞候、且御収納方追々皆済ニ相成候躰ニ相聞得申候

- 一、山入畑作之様子承合候処、当八月風吹当り、去年今少シ劣り候ケ所茂御座候段申聞候

- 一、諸浦猟業之様子相尋候処、先比以來相応ニ猟業有之候躰ニ相聞得申候

- 一、御郡内諸奉行人并年寄共等勤方善悪之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

- 一、火賊等注進仕候者共、止宿所近辺者旅宿江呼出、又ハ同心於村廻先ニ向寄次第為相調理候得共、相替儀無御座御静謐ニ御座候、尚又向寄ニ罷在候陰聞・藤内共呼出、賊等承調理方之義急度申渡候、尤御縮方之義前々之通十村手代并村役人等江嚴重申渡置候、以上

己未

十二月六日

桜井彦太郎判

成瀬主税様

己未

三御郡冬廻ニ罷出候
十二月十四日 加人与力桜井彦太郎

調理書 成

魚津

- 一、越中筋盜賊改方為御用加人与力桜井彦太郎義、同心横目石川良之助等召連、十一月二日魚津罷立、三御郡夫々相廻候而、十二月朔日罷歸申候ニ付、所々見聞之趣別紙調理書指出候ニ付、其俣奉入御覽候

- 一、右文中礪波郡福光村等ニおゐて、相札候不届聞得之者共之義ハ狼藉手遊一件ニ而格別重き罪状ニも無御座、預ニ仕置、其後夫々相宥申候

右謹而奉言上候、以上

己未

十二月十四日

成——判

(朱筆) 「表書之通今日到来ニ付、則指上申候、以上」
別紙言上之卷封指出候条、以御序御上可被下候、以上

未

十二月十四日

成——判

(朱筆) 「正月二日 丹羽錫吉判」

御近習頭中様

(朱筆) 「右持参以執筆達ス」

先達而當所御馬廻小川平右衛門殿何歟不埒之所業等被為在御聞請候ニ付、尊翰を以御聞合方被為仰渡候故、聞繕候趣予奉申上候処、重而御聞合方被仰渡候ニ付、承合追而可奉申上旨、前月廿八日奉申上候後、入念聞合候処、風聞之趣左之通ニ御座候

- 一、右平右衛門殿、懸之勝負相手之儀者當所一向宗常徳寺并同宗長円寺、外二町方之者四、五人斗も相加り候躰ニ御座候へ共、名前者聞得兼申候、尤先

達而奉申上候通り六、七ヶ年前比者被相好候躰ニ御座候へ共、当時之義ハ聞得兼申候、且料理屋へ被参候儀者矢張杓取女抱置候大町小出屋重右衛門并同所本江屋三右衛門等へ折々者遊楽ニ被参候躰ニ取沙汰仕候

一、右平右衛門殿義、百姓共音信物被取請与申一件、入念聞繕候得共、百姓共名前等聞得兼申候、指急聞合候得者却而目立洩候場へ至候躰ニ奉愚考候故、向後猶更無油断聞繕、若不審敷儀も相聞得候者早速可奉申上与奉存候一、先達而奉言上候内、奥附御横目足輕木嶋源右衛門・松井安太郎与相調候へ共、入念聞繕候処、奥附二而ハ無御座御横目足輕之躰ニ承合申候

一、当所等相替儀無御座候
右奉言上候、以上

未

十二月十四日

原貞之丞判

荻野茂右衛門判

山本松太郎判

永田俊三判

石川良之助判

田中儀六郎判

己未
魚津御馬廻小川平右衛門
十二月十九日 所業之様子同心横目
承合候一件 成

魚

一、魚津御馬廻小川平右衛門所業之様子今一遍聞探り委細可申越様申渡置候ニ付、同心横目共より申越候、別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、前月十二、十三日比、奥村御横目足輕木嶋源右衛門・松井安太郎魚津二
四、五日斗止宿仕、平右衛門所業等聞合居候を何方よりか平右衛門聞請、殊之外心配罷在、右ニ付私手同心横目へも何敷聞合方申渡候哉与氣遣居

候様子ニ而甚聞合にくき筋も有之候様■ニ先日同心横目共より申越候、右源右衛門等入念承候処、奥附二而ハ無之、御横目足輕ニ候旨即別紙文中相調候義ニ御座候

一、右かけ之勝負相手且料理屋名前も申越候事ニ候間、此上聞合ハ不申付心得ニ罷在候、乍去百姓共名前等委曲之様子御用之義ニ被為在候者、尤又申渡為聞合可奉申上与奉存候

一、^{新川郡}生地大砲台場之義ニ付、私心附候趣海防方年寄中へ相達候趣、即当七月十一日以御執次申上候紙面之内於海上航込候船を打留候者、台場ニ而ハ埒明不申、外ニ術策可有之義与奉存候段調置候、右術策之義、私心当と仕候ハ、大砲船打ニ候へ共、大分事変りたる義ニ候故、年寄中へ相達候共、容易ニ僉儀も有御座間敷と先ツ何等相達不申覚悟ニ罷在、即七月十七日奉言上候通ニ候処、今度海防方年寄中右術策与有之義何等之事ニ候哉、心附候趣有之候者相達可申旨被申渡候ニ付、即七月廿九日奉言上候大砲船打之趣相調、年寄中へ相達置申候、乍去惣而西洋流砲術者新規之義ニ候故、先

者彼方之真似一通りを仕候様ニ而、不入器械奇術ニ骨を折、自得之所薄ク々々と申一ヶ条者、当御時節柄少ト嫌疑ニ相渡り候事故、相控達不申候一、当八月十二日奉言上候異変之節、新川郡村々より人夫相集り候様子而相極居候人高之義、新川御郡奉行大島三郎左衛門等得与承候処、左之通極り居候旨申聞候

新川郡海辺人数配
一、六百五十人 東岩瀬
一、六百人 両水橋
一、三百人 滑川
一、八百人 石田村ノ生地迄
一、八百人 横山ノ泊町宮腰迄

右謹而

己未

十二月十九日 成——判

(朱筆) 「表書之通今日到来、則上之申候、以上」

別紙言上之沓封指出候条、以御序御上可被下候、以上
未

十二月十九日 成——判

(朱筆) 「十二月廿九日 有沢沢右衛門判」

御近——様

(朱筆) 「右持参以執筆達、松嶋栄太郎歟」

付記 　まず史料翻刻の掲載に御快諾いただいた金沢市玉川図書館近世史料館
の関係者の方々に謝意を表します。また安政の大災害関係史料とともに調査し
ていただき、原稿にも目を通していただいた嶋本隆一、裏野哲行、高野靖彦の
各氏にも改めて謝意を表します。